

紀美野町第4回定例会会議録

平成23年12月6日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成23年12月6日（火）午前9時00分開議

- 第 1 一般質問について
- 第 2 議案第40号 平成22年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第41号 平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第42号 平成22年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第43号 平成22年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第44号 平成22年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第45号 平成22年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第46号 平成22年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第47号 平成22年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第48号 平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第49号 平成22年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第50号 平成22年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について
-

○会議に付した事件

日程第1から第12まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	小 椋 孝 一 君
5番	北 道 勝 彦 君
6番	向井中 洋 二 君
7番	上 北 よしえ 君
8番	伊 都 堅 仁 君
9番	仲 尾 元 雄 君
10番	松 尾 紘 紀 君
11番	杉 野 米 三 君
12番	美 野 勝 男 君
13番	美 濃 良 和 君
14番	加 納 国 孝 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君

税 務 課 長 中 谷 嘉 夫 君
産 業 課 長 岩 田 貞 二 君
建 設 課 長 山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者 平 松 泰 清 君
総務学事課長兼
教 育 次 長 中 尾 隆 司 君
生涯学習課長 新 田 千 世 君
保健福祉課長 山 本 倉 造 君
水 道 課 長 南 秀 秋 君
美里支所長 尾 花 延 也 君
地籍調査課長 温 井 秀 行 君
会 計 課 長 西 切 博 充 君
代表監査委員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） 既定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（加納国孝君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は8件です。

順番に発言を許します。

8番、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） 防災想定マニュアルと防災アドバイザーの必要性についてということで、質問をいたします。

3月11日の東日本大震災は遠く離れたところで起きたこととはいえ、日本人が歴史上経験したことのないような未曾有の大災害となりました。また9月4日から5日にかけての台風12号の記録的な集中豪雨を広範囲にもたらし、紀南を中心に各地に大きな被害を出しました。2つの災害をテレビや新聞、あるいは実際に見聞したりした中で幾つかの事例が心に残っておりますので、まずそれからお話を申し上げたいと思います。

一番最初に東日本大震災による津波で全校児童の7割近くになる74人の児童と10人の教職員が死亡または行方不明になった石巻市大川小学校の場合、児童が下校する直前の午後2時46分に地震が発生をしたそうでございます。その直後に教職員と児童全員が運動場に集合しております。迎いの父兄も車で来ていて、対応を待っていたようですが、この小学校では避難場所というのをあらかじめ想定していなかったということで、どういうふうにするかということで教職員の意見が分かれました、山へ逃げようとする者、また坂の上の少し高いところに三角地帯というところがあるんですけども、そこへ行こうとする人、あるいはまた校庭にそのままいたほうが安全だというふうを考える人らがおって、意見が折り合わずに40分近くも校庭に立ち往生をしてしまったということで、最終的に三角地帯へ移動を始めたときには遅くなって、前後から津波に襲われ

て大きな被害を出してしまったという例であります。

2つ目は三陸のある地域で地形がちょっと難しかったり、収用がうまくいかなかったということで堤防がつくれなかったそうなんです。そのために日ごろからいざというときを想定して、さまざまな準備をしていたということでもあります。地震の後、津波を予測して体の不自由な人、子ども、また貴重なものや食料品、寝具などを生活用品も手順よく避難させたり、持ち出したりして避難場所から津波を見ながら炊き出しをしたり、テントを設営するようぐらいの余裕があったということでもあります。もちろん家屋は被害を受けましたが人的な被害はなかったということでもあります。

3つ目の例ですが、先般の台風12号の際、住民からちょっと裏の畑が崩落したということで、何とかできないかということで建設課に連絡するとともに現場に行きました。桂瀬今西という地域でございますが、野上におったのでは想像できないような状況になっておりまして、途中の道路は半分が2メートルも陥没していたり、崩落しているところも至るところで崩落が起きていたという状況でありました。幸いにして人的な被害はそのときはなかったということでございますが、紙一重だなというふうに感じた次第であります。もし、もう少し長時間雨が降っていたらもっと大きな規模の土砂崩れが起きた可能性が高いし、幹線道路が冠水してしまったら避難することも救援することも難しくなるし、もう少し早い段階での避難勧告が必要だったのではないかなというふうに現場を見て感じた次第でございます。

以上、いろいろ申し上げましたが、1の例は人間は緊急の際には、なかなか正しい判断ができないということを示しておりますし、2つ目には手順を決めておけば割と簡単にそのとおりに動いて余裕のある行動がとれるという、これら2つのことはマニュアルの重要性というのを示しているというふうに私は思います。3番目の例ですけれども、紀美野町の場合、細長い上に地形が複雑で地域によって状況が非常に変わってくると、一元的に対応するのがなかなか難しいなあということでもあります。どうすればよいのかということでございますが、マニュアルがとにかく必要だということで、うちでもちょっと地域のほうでいろいろ考えているんですけれども。まず町がとりあえず基本マニュアルを出して、それに基づいて地域の実情に合ったマニュアルづくりをそれぞれの地域でやるというのが一番いいのではないかなというふうに私は思います。ただし、桂瀬今西の例ではないですが、土砂崩れが起こりやすかったり、街道が冠水しやすいような地域というのは、とても地域だけでは対応できないので町がそれなりに適切に対応する必

要があるのではないかと考えます。しかしながら、そのためには、その地域の正確な情報がとにかく必要だというふうに思います。都道府県や大都市では危機管理監というのがあるが、非常時には常に首長のそばについて適切なアドバイスを行うというシステムがつくられておりますけれども、紀美野町ではそういうことはなかなかできません。非常時には首長に適切なアドバイスを送れるような地域の実情に詳しくあったり、また防災、消防と経験があるような人に本部に詰めてもらう場合もあるし、また地域によって適切な情報を発信してもらうというようなこと、そういうふうな立場の人というのをつくらせると非常に役に立つのではないかとこのように私は思いますので、そこらあたりのところを御意見を伺いたいというふうに思います。

以上です。

(8番 伊都堅仁君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 伊都議員の防災マニュアルと防災アドバイザーの必要性についてお答えします。

9月4日、台風12号による災害は県下で甚大な被害をもたらしました。本町でも床上浸水等被害が発生しました。現在、対応について検証を行い、初動マニュアル等の見直しを行っているところです。

さて、議員御指摘のとおり、被害想定を行い、避難訓練を多く行うことにより、有事のときにパニックにならずに正しい判断ができるものと考えています。土砂災害のハザードマップにつきましては、現在県により土砂災害防止法に基づく現地の調査を行っている状況であり、全地域完了後に作成して住民に危険箇所の周知をしたいと思っております。いずれにしても深層崩壊等想定外の災害を防ぐには限界があり、早く避難することにより減災に努めなければなりません。現在、自主防災組織にお願いし、地域に即した防災訓練や講習等を行っていただくよう啓発に努めているところです。

次に防災アドバイザーですが、有事のみの設置も難しいことです。今後、県等の防災の専門家に御指導をいただきながら防災に対応してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（加納国孝君） 8番、伊都君。

○8番（伊都堅仁君） 大体質問に沿った御答弁をいただいたわけですが、町のほうで一応いろんなマニュアルづくりを今始めていただいているということでありまして、できれば私どもにも野上八幡防災組織というのがありまして、今町のほうから一応いただいているのは、保健福祉課のほうからいただいているひとり暮らしの人とか体の不自由な人の救出のときに地域のほうで手当てをして助けるという、そういうふうな宿題をいただいているんですけれども、その宿題だけでなく、この前一応区の役員、またいろんな人とそれなりの話をする機会がありまして、小畑の防災の組織のあり方というか、要するに消防団というのがとりあえず地域にはありまして、消防団が大体いろんな最初の危機の段階では対応してくれるということですが、小畑の場合は災害が少ないということはどういうふうな組織のあり方でいいのかなあというふうな話をしたときに、消防団の場合は、ただし、地域からよその応援に行くような可能性もありますし、出たときには一応小畑の場合は災害が少ないということもありますので、消防団が例えばどこかの応援に行ったと。その後で避難するような事態が起こったときに対応するような組織のあり方が一番のいいのかなというふうな考えて、そういう中でどういうふうな対応をするかということは今相談しているわけです。それが一応うちの小畑の地域での対応というか、防災組織のあり方というふうにとらえているんですけれども。

もう一つは、この前那智勝浦へちょっとボランティアに、1日ボランティアですが、私も行ってきました。川関という農業集落に行ったんですけれども、ちょうど那智勝浦の町長さんの奥さんと娘さんが亡くなった、ずっと下流のほうの集落です。約100軒の集落なんですけれども、高台にある2軒を除いて、あとの98軒は全部冠水したそうです。川自体はほんの15メートルぐらい、那智川というのは15メートルぐらいの幅で深さは三、四メートルぐらいで、その底のほうをほんのちょろちょろと流れている、ちょうど真国川ぐらいの川なんですけれども規模としては。その川が災害のときには、約2キロぐらいの谷が全部いっぱい冠水して、ちょうど川関の集会所におったんですけれども、集会所のところに線があるんですけれども、水が来た線が、ちょうど私より高い1メートル90ぐらいのところにその線がありまして、これはもうとてもじゃないけれども防ぐことは不可能だなというふうに思った次第であります。それを例えば紀美野町でそういうふうな雨が降った場合に一体どうなるんだ考えたんですけれども、想像は

余りつかないんですけれども、恐らくは28年の大水害以上の水量に多分なるんだろうなど。もし、岸藪の国道が冠水するような状態になったら、やっぱり小畑でも半分以上は避難しないといけないような状態になるなというふうに思ったんですけれども、ただ野上地区は人的被害というのは、前の28年のときもほとんど人的被害というのはなかったんですけれども、そう人的被害はないと思うんです。避難させることで何とか対応できますので、それで対応さえ間違えなければ人的被害を出さなくて済むと思うんですけれども、奥のほうはとてもそんな状態では済まない、前のときもそういうふうな状態で壊滅的な状態になったみたいなんですけれども、何とかそれに対しての対応というのを考えないと大変なことになるなど。実際、多分企画とかでも町長さん自身が自分が出ていくときに危機感は多分あったんじゃないかなと思うんです。ただ自分手前みそみたいな形で自分ところの地域に対して手当てが多分できなかった、そんな感じがしたんです。とにかくある程度、美里の場合にしても、この前のときも余り対応、美里のことについては最初念頭に余りなかったんじゃないかと。というのは、情報が多分上がってきてないと思うんです。こんな状態だということが余りわからないということでどうしても対応がおくれる。それに対してやっぱり対応するためには、美里の地区との連絡を密にするとか、正しい情報を収集するだけのシステムをつくらないとなかなか早い段階の対応というのは難しいというふうに思ったので、この質問をさせていただいたということでもあります。それではやっぱりアドバイザーをちゃんと置いておくということが重要なのではないかなというふうに思ったということでございます。さっきの答弁では、割とそれに対しての答弁が軽かったのでひとつ十分にお考えをいただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再質問にお答えをいたします。

伊都議員のおっしゃられることは重々わかります。前回のこの議会におきましても、いろいろ防災についての質問がございまして、私どももお答えをいたしております。そんな中でやはり津波におきましては、今おっしゃられるようなある程度の事前対応はできます。しかし、この山津波というやつは、先ほど課長のほうからも申し上げましたように今現在、急傾斜地のそうした箇所の調査をしていると、回っているよと、それができ上がった段階で、ここらは危険ですよということを知らしめるというのかな、それがもう最良の策だと思います。そんな、ここは崩れるよというふうなことは、これはもう

わかりませんので。特に深層崩壊の場合は非常に難しい。そのような状況の中で、そのマニュアルをつくるべく各地域の皆さん方とも今後協議しながら対応していきたいと、そのように思います。

それとやはり当面は、この避難所というのを町はつくっております、各地域にね。その避難所へまず避難をしていただくというのが最良の策であるというふうに考えております。

それと2点目の専門家、これを置けという話ですが、これについては今後検討していきたい。と言いますのは、防災対策本部と災害対策本部というのをこの町の中につくります。設置をしたときに、やはりそうした、私、それから副長、そして各課長、そして消防長、そして消防団も団長、副団長も入れる中でやはりそうした地元にも明るい消防組織と連携をとりながら災害対策本部、これをつくり上げていきたいなど。今までは入ってませんでした。しかし、今後検討して消防団の団長、副団長ぐらいは、この災害対策本部に詰めていただいて、そしてその地域の状況を把握しながらともに対策をとっていくと。こういうふうなことで今後検討をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

- 議長（加納国孝君） 8番、伊都君。
- 8番（伊都堅仁君） とりあえず、それで大体十分な答えをいただいたんですけども、津波のことがありましたので、1つ申し上げますが、結局この前は10メートルの堤防まであったらしいのですけれども、想定を超えてしまうとハードというのは全くは用はなさん。ただ、ソフト面の対応のいろんなノウハウというのは、いつの場合でも結構柔軟に生かせるので、その充実というのは本当に必要だなというふうに思います。それともう一つはぜひ知っておいていただきたいというか、これも滝ノ川の東平さんというお宅へ行ったんです。えらい高いところに家がありまして、何か大山持ちだということだとたくさん山を持っているので、「こんな高いところに家があるのか」と言っていたら「違う」んだと。「下のほうにおったら水に流されるから」ということです。要するに、しゅっちゅう美里の谷は水害が起こったという歴史的なそういうふうな状態だというふうに思います。そういうふうなことをとりあえず念頭に置いて、それに対してのその対応というのをお願いしたいということで終わらせていただきます。

- 議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再々質問の要望みたいな格好になったんですが、確かにおっしゃられるとおり美里地区へ行きますと、道の上のほうに皆さん家を建てている。私は以前回ったときに、「なぜここに建っているんですか、道のはたのほうの方が便利じゃないですか」という質問をさせていただきました。そのときにおっしゃられたことは、先ほど伊都議員が言われた28年のときに道のはたにあった家は皆流れたと、だからその後建てかえるときには、一段上のところへ皆建てたんですよということを私も聞かせていただきました。そうしたやはり災害に対して、人間は経験を得、そしてそれを知識として次の対策をとっていくというのが常であろうと思います。そんな中でございますが、やはりこの紀美野町、先ほど課長は、この対策においても、ある程度の限界があるという話もちよっとさせていただいたのですが、先ほどおっしゃられたように28年のときに、それでは人間の力でどうできたかというのはちょっと疑問がありますよね、あそこまであれしますと。だから、できる範囲で我々は災害に対する防災対策をつくり、そしてまた、それを訓練を重ねていくという上に立って、今後対応していきたいと、そのように思いますので、ひとつ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（加納国孝君） これで伊都堅仁君の一般質問を終わります。

続いて2番、町田富枝子君。

（2番 町田富枝子君 登壇）

○2番（町田富枝子君） 私のほうから3点質問をさせていただきます。

まず1点目、介護保険福祉用具購入と住宅改修における受領委任払い制度の導入に伺います。

介護サービスの中で腰かけ便座など排せつや入浴に使われる貸与にそぐわない福祉用具を指定された事業者から購入した場合、同一年度で10万円を上限に、その購入費の保険給付分の9割が後から支給されます。また手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限として費用の9割が支給されます。しかし、現行の紀美野町の制度では費用は償還払い方式であるため、利用者は費用の全額を販売業者や施工業者に支払った後、役場に支給の申請をし、その後自己負担額の1割を差し引いた分の払い戻しを受けるようになっています。先日、町民の方から「どうせ後から戻ってくるんだったら初めから1割になりませんか」と相談されました。調べて見ますと、このこ

とを解消するため全国的に受領委任払い制度を導入する市町村がふえていることがわかりました。この制度は利用者が受領委任を受けた施工業者に費用の1割のみを支払うだけで済みます。低所得の方でも、この方式なら利用可能になります。この受領委任払い制度を積極的に採用し、利用者の負担軽減を図るべきであると思いますが、町としてはどうお考えですか、お伺いします。

そして2点目ですが、2点目の①、これは期日前投票所での宣誓書の記入についてです。

期日前をするその場で宣誓書に必要事項を記入しなければなりません、高齢者の方や障害者の方の中には、受付の職員に見られていると思うと緊張して手が震えてしまうという声をよく聞きます。そういうことを改善するために静岡県森町では、ことしの4月統一地方選より期日前投票の宣誓書をあらかじめ自宅で書けるよう、各世帯に郵送する投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷するようにしたそうです。投票者の心理的負担解消と手続の簡素化につながるこのやり方は大変有効であると思いますが、町としてのお考えをお伺いします。

②、投票所のバリアフリー化についてお伺いします。

今年の4月の統一地方選に車いすで行かれた障害者の方の話ですが、投票所にいた何人かの人たちが車いすのまま持ち上げてくださって投票することができたと話されていました。これからは障害者だけではなく、高齢化に伴い車いすもふえると思いますが、その対応はどうお考えですか、お伺いします。

そして3点目です。医療情報キット配布についてです。

これは第2回定例会で一般質問させていただきましたが、そのときの答弁は医療に関する情報については、常に更新されていることが確認できないため、それに頼ることができないのではとのことでした。確かにそれも一理あると思いますが、前回申し上げたように、ひとり暮らしの高齢者の方が救急搬送されたとき、かかりつけ医ではなかったため一からの検査で大変時間がかかったそうです。もしも、この方が一刻を争うような症状であった場合、このような情報医療キットがあれば随分助かるのではないかと思います。この方を診療された医師が赤ちゃんには母子手帳があるが、高齢者にもこういった手帳があるといいのにとおっしゃっていたそうです。前回の答弁では、健康ファイル等の利用ということも挙げられていましたが、健康ファイルを救急隊員が見つめるのは不可能なことだと思います。医療情報をキットに入れて、冷蔵庫に入れるのは冷蔵庫は

どの家庭にもあり、すぐに目につき取り出すことができます。本人から直接話を聞けない場合でも適切な応急処置が可能になります。この取り組みはかなり多くの自治体で実施されていますし、費用も余りかかりません。この容器なんですけれども、こういうもの代用すればいいんじゃないかと思います。これはダイソーに売っている片栗粉入れです。これにシールを貼ればキットになります。この中にかかりつけ医、持病、緊急連絡先等を記入した用紙と薬の処方せん、保険証の写しを入れておきます。薬の処方せんやお薬手帳を入れておくことによって、現在飲んでいる薬がわかります。これはベストではないにしても、ひとり暮らしの高齢者の方にとってかなりの安心につながると思いますが、いかがお考えですか、お伺いします。

以上です。

(2番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 町田議員の1番目と3番目についてお答えさせていただきます。

1番目の介護保険での住宅改修費及び福祉用具購入費についての受領委任払いについてでございます。

これらの給付は原則として利用者が一たん費用の全額を支払い、その後に保険給付の9割の支給を受ける、いわゆる償還払いの制度をとっています。御質問いただきました受領委任払い制度については、利用者が事業者に9割分の受領を委任することで住宅改修や福祉用具購入に係る利用者は1割の自己負担のみを販売や施工を行った事業者を支払うことでサービスを利用できる制度でございます。この制度につきましては、介護保険制度上に定めがあるわけではなく、各保険者の判断において導入が行われています。県下では9市町村が導入を行っている聞いております。近隣市町においても和歌山市、紀の川市、岩出市、橋本市などが導入を行っていることが公表されています。利用者におきましては、受領委任払いの取り扱いについて販売者や施工業者との間の書類等の提出とか、保険者によっては事業所の事前の登録制度をとっているところがあります。このような場合に書類上の提出について負担が大きくなることが考えられますが、福祉用具、住宅改修のいずれの場合においても、申請いただいた月の翌月に国保連合会の審査に出し、その翌月の審査決定を経て給付の決定、支払いとなりますので、事業所にとっ

ては支払われるまでに要する期間が長くなることとなります。

このようなことが導入において考えられますが、受給者の意向等も確認しながら、介護給付サービスの向上のために検討してまいりたいと思います。

続きまして、3番目の医療情報キット配布についてでございます。

前回、御質問をいただいたときにお答えいたしましたとおり、医療に関する情報については、現状を正しく記載されていることが確認できないということには変わりはないわけですが、緊急時連絡先やかかりつけ医等の把握に関しては有効な点もあると考えています。また、和歌山市や紀の川市、海南市でも同様の事業が実施され、役に立ったということも数件あったと聞いています。今後具体的に記載内容や配布方法等を検討していきたいと考えています。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 町田議員の2点目、期日前投票の宣誓書の記入についてお答えします。

選挙は投票日当日投票所投票主義で選挙期日に投票所において投票することを原則としています。期日前投票制度は、選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組みです。期日前投票の宣誓書については、公職選挙法施行令で提出が義務づけられています。議員御指摘の入場券の裏面に宣誓書を印刷する方法について、以前検討しています。実現に至らなかった理由は、はがきのスペースの課題でございました。現在、裏面に期日前投票及び不在者投票の日時や場所等の注意事項を記載しており、必要な情報と考えております。裏面に宣誓書を加えると、現在の情報を一部削除するか文字を著しく小さくしなければなりません。高齢者の方々には投票に関する必要な情報が読みづらくなること等により断念した経緯があります。期日前投票をされる方々には御負担をおかけしますが、御理解いただきますようお願いいたします。

次に投票所のバリアフリーについてお答えします。

20投票所のうち、バリアフリー化している投票所は簡易スロープを含めて17カ所です。段差を人的介助により対応している投票所が4カ所あります。本年4月の町議選では志賀野出張所の簡易スロープと福田集会所の一部段差解消を実施しました。段差解

消をしていない4カ所の投票所については、次の選挙時までには簡易スロープ等により改善したいと考えています。投票環境の向上に向けて努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) 2番、町田君。

○2番(町田富枝子君) ただいま答弁をいただきましたが、第1点目について、高齢者の方にとっては、たった1センチの段差でも転倒することがあります。住宅改修することで転倒による骨折や寝たきりを予防し、何よりも自分で自分のことができることで意欲も高まり生活の質の向上にもつながります。高齢になると家の改修をだれもが考えることではないかと思えます。しかし、一たん全額立てかえ払いをしなければならぬとすると改装したいけれどできないということにもなりかねません。受領委任払いの導入には費用もかかりませんし、ぜひこの導入の方向で御検討をいただきたいと思えます。

第2点目の投票のことですけれども、一人でも多くの方が投票できるようにするための期日前投票の簡素化は絶対にすべきであると考えます。また、ことし7月に成立した改正障害者基本法第28条において、国及び地方公共団体は法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票者の施設または設備の整備その他必要な施策を講じなければならないとあります。私はこの必要な施策に入場券への宣誓書の印刷、投票所のバリアフリーが当てはまると思えます。この投票所のバリアフリーについては改善していただけるということで、それは結構なんですけど、この入場券の裏にというのは、森町の投票のことも載っておりますので、もう実施されている、そのいろんな方法を見ていただいて検討をお願いしたい。そのように思えます。

また3点目の情報医療キットの件ですが、情報は変わるの仕方がないにしても、いろいろとそれによって助かるということがあると思えます。ぜひこれも紀美野町では安心・安全のまちづくりというのを掲げておられますので、この取り組みはひとり暮らしの高齢者とか障害者に大きな安心を与えるものだと思うので、ぜひともこれも検討をよろしくをお願いしたいと思えます。

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長(山本倉造君) 町田議員の2回目の御質問でございます。

受領委任払いにつきましては、今後実施に向けて検討をしていきたいと思ひます。

緊急キットにつきましても、周辺市町村が筒をというところではなくて、カード的なもので配布をしているというのを聞いておりますので、記載内容等検討しながら具体的に配布の方法、配布対象者も含めて検討していく予定にしています。

以上です。

○議長（加納国孝君） 山本課長、もう少し大きな声で言ってほしいんですけども。

○保健福祉課長（山本倉造君） はい。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 町田議員の期日前の宣誓書でございます。

はがきの検討は以前はしたことがあるんですけども、また一度、当然やっているところの市町村の状況も当然調べますし、違うまた何か方法というんですか、届けやすい方法等、1回検討はしたいと思ひます。直ちに裏面への印刷というのは、ちょっと県下でどこもやっておらない状況でもございますので、御理解賜りたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 2番、町田君。

○2番（町田富枝子君） 今の答弁を聞かせていただいて、本当に前向きに検討していただきたい。そのように町民の皆さんのことを考えてやっていただきたいと。よろしくお願ひいたします。

○議長（加納国孝君） これで、町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 1番目は、就学援助制度の運用改善について質問します。

経済的に困っている小中学生の家庭に学用品や給食費、修学旅行費などを援助する制度として、就学援助制度があります。その支給項目、金額には全国基準があり、2010年度からクラブ活動費や生徒会費、PTA会費も対象になりました。援助を受ける児童生徒の比率は経済状況の悪化に伴って、年ごとに増加し、1998年度、平成10年度の7.2%から2009年度、平成21年度は14.5%へと倍加している実情です。厚労省の平成22年国民生活基礎調査では2009年、平成21年の子どもの貧困率を15.7%としており、和歌山県町職員組合が2008年2月に実施した生活困窮家庭

の状況と子どもたちへの影響アンケート調査に担任や学校長、学校事務員、教育委員会などから寄せられた回答にも身近にさまざまな生活の困難を抱えた子どもたちがいるという深刻な現実を反映しています。就学援助の受給率には地域差が大きく、その背景に自治体の財政力もありますが、申告漏れをなくす努力に大きな違いがあると言われます。制度の事業主体は市町村なので認定基準や認定方法、援助額、援助項目、財源措置など制度の運用が自治体によってさまざまであり、住んでいる地域によって支援のあり方が異なる実情です。自治体間のもっとも大きな違いとして、制度の周知と受給要件の案内方法があります。和歌山県教職員組合が2008年に実施した和歌山県内の就学援助制度の実態調査を見ても、制度の案内を毎年すべての保護者に配布している自治体、新入生の保護者にだけ配ってる自治体、必要な人に渡しているだけの自治体とさまざまな違いがあります。案内書の該当するかどうかの目安となる基準が掲載されているか、いなかについても自治体ごとにまちまちになっています。就学援助は教育の機会均等を定めた憲法や教育基本法、学校教育法に基づく制度です。どの自治体に住んでも必要な援助を受けられるのが当然ではないかと考えます。毎年の年度初めにすべての保護者に配布している就学援助制度の案内に該当の目安となる家族構成ごとの所得基準の具体例、援助の対象となる項目と、その金額も記載するなど就学援助の申請漏れをなくすための改善を図る考えがないかどうか質問をいたします。

次に、生活が不便な地域での高齢者支援について、主にゴミ収集についてお伺いいたします。

中学校給食アンケートとともにひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯のアンケートも実施しました。まだ回答が少なく33部しか回収できていませんが、3分の1のお年寄りが困っていることの1つにゴミ出しの不自由さを挙げています。我が国の高齢化の特徴がひとり暮らしや夫婦のみの世帯の増加であることは周知のとおりですが、排せつ、入浴、衣服の脱着などは自立していても日常生活に何らかの手助けを要するひとり暮らしや夫婦のみの世帯は徐々にふえています。紀美野町は谷間の町なので、傾斜地が多く、ゴミ収集車や古紙回収車が入っていけないような集落は少なくありません。しかし、そうした不便な地域でも援助が必要なお年寄りが生活しています。元気なころに比べて体力も次第に衰え、ゴミや古紙を運び出せなくなった高齢者やそうなる不安を感じている人の悩みに接する機会が今のところそんなに多いとは言えませんが、高齢化が進むに伴いふえてくるものと考えられます。こうした地域では、救急車も現場に近づくことは難

しく、急病になったときの心配などもつきまといまいます。また、高齢者は元気で足腰が弱いか、痛めている場合が多く、買い物や通院など生活の困り事を抱えているのが普通です。アンケートではそうした不自由さの悩みを訴えている高齢者も3分の1に及び、解決する施策があれば幾分かは安心した暮らしが営めると思います。こうした不便な集落での道路事情の改善はもちろんですが、とりあえずごみの収集や古紙回収について解決を図る考えがないか、お伺いします。

3番目は、中学校給食の実施についてお伺いします。

中学校での給食実施については、3月以来、議会ごとに質問してきました。9月議会での答弁は、実施していくことを前提にした検討委員会を立ち上げ、必要となってくる課題について検討してまいりたい、アンケートも委員会で協議事項として検討したいとの要旨であったと理解しています。中学校給食については、5月から中学生までの保護者を対象にアンケートを実施してきました。知り合いのお母さん方に広げてもらうなど配布数100に対して9月議会以後に少しふえ、今のところ78通の回答です。中学校給食について92.3%の保護者が必要と答えています。その理由としてもっとも多いのは、弁当では栄養バランスが偏るで84%、時間のゆとりがないだけを選んだ保護者は15.2%でした。働く人たちの暮らしにゆとりがなくなり、調理に時間がかけられない事情もありますが、野菜などより加工品がふえ、食事の洋風化で脂肪の摂取量が上がるという危惧を反映していると考えます。中学生のお母さんたちから早く実現してほしいとの要望が多くなりました。また、アンケートは今後も実施していく予定です。中学校給食については、9月議会でも質問しましたが、前向きな答弁だったと認識しているので、その後の取り組みについて、現状をお伺いしたいと思います。

4番目は、介護保険法の改正についてです。

ことし6月に衆参両院合わせて18時間という短時間の審議で介護保険法改正法が可決・成立し、6月22日に公布されました。国民にはその内容はほとんど知らされないまま来年4月の実施に向けて、厚労省の社会保障審議会介護給付費分科会での介護報酬など検討作業が進められています。来年度から3年間の第5次介護保険事業計画も各自治体で策定中です。改正法が在宅サービス現場に大きな影響を与える重大な内容の1つに介護予防日常生活支援総合事業があります。厚労省の説明によれば、市町村の判断により、要支援者、介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度を創設、事業を導入した市町村においては、市町村地域包括

支援センターが利用者の状態像や移行に応じて予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断、利用者の状態像や移行に応じて介護予防、配食、見守りなどの生活支援、県民養護、社会参加に参加も含めた市町村が主体の総合的で多様なサービスを提供するという事です。その限りでは利用者の状態に応じた多様なサービスを提供するための改善とも受け取れますが、予防給付と生活支援サービスの総合化は、要支援者の生活に必要なサービスを奪うのではと危惧されています。現在は要支援1、または2に認定されても、要介護1から5の人と同じように国の定める人員、設備、運営の指定基準を満たした事業者による介護保険サービスを受けられます。ホームヘルパーやデイサービスなども予防給付として利用が可能です。しかし、総合事業が導入された場合、要支援の人は介護保険の予防給付を利用するのか、総合事業を利用するのか自分で決められない可能性があります。本人の意向を最大限に重視しつつ、尊重しつつもどちらを利用するかは市町村が判断するとされているからです。要支援となっても地域包括支援センターが認めなければ介護保険が使えない制度となりかねません。そうした問題点を考慮すれば、介護予防・日常生活支援総合事業の導入は避けるべきだと考えますが、その点についての認識をお伺いします。

また、介護保険事業計画策定に際し、日常生活圏における高齢者のニーズ調査についての計画をお伺いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 私のほうから田代議員の1番目の質問、就学援助制度の運用改善について、そして3番目の中学校での給食実施についてお答えいたします。

まず1番目の質問、就学援助制度の運用改善についてであります。就学援助制度につきましては、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童、または生徒の保護者に対して必要な援助を行うこととなっております。現在、保護者に対しましての就学援助制度の周知につきましては、在校生には毎年2月ごろ、また新入生につきましては、毎年4月に保護者あての案内を送付しております。また年度の途中であっても児童・生徒の転入があった場合や保護者からの家庭の経済状況が変わっ

たなど相談があった場合には、その都度制度の説明をしております。申請の対象となります基準につきましては、保護者あてに配布しております文章に記載しておりますが、児童扶養手当の支給状況や、生活保護法による保護の基準を参考に前年の所得等で判定しております。またそれぞれの家庭の状況など考慮する点も含め、審査を行っているような状況でございます。援助する内容につきましては、生活保護を受けている人には修学旅行費だけになっております。また、生活保護に準ずる程度に困っていると認められる人につきましては、学校用品等、修学旅行費、給食費、また医療費になっております。

以上、制度の内容でございますが、制度の案内にもありますが、遠慮なく学校、また教育委員会への相談をいただきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に質問の3番目の中学校給食の実施についてであります。

前回定例会でも答弁しておりますように、中学校での給食実施に向けての検討委員会を立ち上げて取り組んでいきますとの答弁でございましたが、現在の状況では、中学校給食検討委員会設置要綱の整備及び検討委員会の人選ができましたので、今月中に第1回目の委員会を開催する予定になっておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 私のほうからは、田代議員の2番目の御質問でございます、生活が不便な地域での高齢者支援につきましてお答えを申し上げます。

紀美野町におきましては、高齢化が進む中で、議員御指摘の御懸念につきましては、私どもも大きな課題として受けとめておるところでございます。現在、紀美野町のごみ回収につきましては、町全域で約1,130カ所の指定場所を設け、ごみ収集を実施し、町民の皆様方の御理解と御協力のもと、できるだけごみ出しへの負担を軽減すべくきめ細かな回収に努めているところでございます。また、平成19年7月から介護保険による要介護、または要支援の認定を受けている方、または身体障害者手帳を持っておられる方のうち、ひとり暮らし等のために御自身でごみを出すことが困難な方々につきましては、3カ所の特別ごみステーションを設置いたしまして、決められました回収日、回

収箇所にかかわらず、ホームヘルパーにお願いをして1軒ずつの回収をしていただいているところでございます。しかしながら、このような特別ごみステーションを御利用していただくためには申請が必要でございます。先ほど説明をいたしました特別な事情と認められた方々だけでありまして、それ以外の方々で車の入っていけない箇所にお住まいの高齢者の皆様につきましては、通常のごみ収集としている現状でございます。本町におきましては、議員御指摘のように今後より一層の高齢化が進むことが予想される中で、これらの方々に対しまして、ごみの回収形態を検討していかなければならない必要性は感じておりますけれども、不便さを感じる度合いも違い、人それぞれの尺度も違うため、把握が大変難しい面もございます。また、対象範囲及び基準、また回収方法等多くの検討課題もある中で、今後近隣市町村の参考事例等を含めまして、議員各位の御指導をいただきながら研究・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 田代議員の4番目の御質問にお答えします。

1つ目は、ことし6月の介護保険法の改正に関するもので、介護予防・日常生活支援総合事業の導入についてでございます。この事業は市町村の判断により、地域の実情に応じて多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援者・2次予防事業対象者に対して、介護予防や配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に提供することができるとされています。この事業が導入された背景としては、2次予防事業対象者向けのサービスが不足していること、虚弱、閉じこもり等への対応が不十分であること、2次予防事業対象者から、さらに改善した者への対応が不十分であること、全国一律の予防給付の使いにくさであると聞いています。

平成24年4月より実施可能となりますが、現在のところ本町では導入の予定はしていません。今後介護保険制度が全体として住民の皆様にとって利用しやすく効果的なものになるかという視点より、事業内容や実施方法等を十分に検討してまいりたいと考えています。

続きまして、2番目の高齢者のニーズ調査についてでございます。

本年度は第4期介護保険事業計画の最終年度に当たっています。そのため、平成24

年度より26年度までの第5期介護保険事業計画を策定する年度となり、計画の策定に当たり、ことしの7月に65歳以上の皆様の対して、日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。介護保険施設等へ入所されている方を除き、3,754人の皆様へ調査表をお送りし、3,308人の方に回答をいただいております。88%以上の皆様に回答をいただきました。回答をいただいた皆様には、回答内容に応じました結果アドバイス表を個別にお送りさせていただきました。

この調査の集計は終了しておりませんが、地域ごとのニーズ等を計画策定の資料としてさせていただくことになっていきます。途中で経過でございますが、集計結果の幾つかを申し上げます。

要支援及び要介護3までの認定者のうち、約14%の方が改善できる可能性があること。

未認定者のうち、0.9%の方が要支援、または要介護認定の可能性のあること。

未認定者のうち、介護予防の対象となる方が約41.8%いること。

介護、介助が必要となった主な原因は高齢による衰弱が33.6%でもっとも多く、次いで脳卒中の18.5%、認知症17.8%、骨折・転倒16.6%となっていること等がアンケートにあらわれています。

以上のことより、予防の必要性と予防の可能性を改めて認識しているところでございます。12月より、特に気にかかる地域に出向いて、結果アドバイス表の説明や健康、介護等の相談を実施することとしました。今後、効果的な事業方法等を検討しながら予防活動を積極的に展開していきたいと考えているところでございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 3番、田代君。

○3番 (田代哲郎君) まず就学援助制度の運用改善についてですけれども、就学援助の受給率というのは、自治体が大きいほど受給率が高いというのは全国的な傾向です、自治体の規模を反映していると。大きな自治体ほど認定所得基準の明示など具体的な事務取扱状況というんですか、そういうものの違いがあつて、そういうのが規模の大きい自治体ほどきめ細かく行われているということがあります。

紀美野町は援助率なんですけれども、小学校で9.90%です。これは23年度今年度ですけれども、それから中学校で9.73%、両方合わせても10%に入ってません。

ところが、この町よりも規模の大きい隣の海南市を比較して見ますと、海南市では小学校で12.62%、中学校が14.22%の受給率で明らかに優位差が見えます。海南市のほうが該当者の人口比率が高いというようなことは考えられないので、やはりその辺の何かがあるんだろうと思います。一番あれなのは、要するにもっと大きな自治体になると、例えばここにあるのは、これは埼玉県川口市が出している案内ですけれども、配布している案内ですけれども、事細かくその家庭に20歳以上の方が何人いるか、その場合に19歳以下の方が何人いるかということで所得基準を書いて一応目安ですと、認定の基準ではない目安ですという断りがあるんですが、細かな配慮をしています。多分向こうには聞いていないんですけれども、ここまでやればかなり給付率が上がるだろうというふうに思います。紀美野町の分なんですけれども、例えば案内に書いている基準というのは生活保護を受けている生活保護が廃止になって、なお生活が苦しく就学費に困っている、児童扶養手当の支給を受けていると書いて全部支給ということになっています。その他経済的にお困りの方という表現なんです、これは海南市の分と比べてみますと、海南市では前年度または本年度において次のいずれかの措置を受けられた方ということで、1つは生活保護の停止、または廃止を受けた方、市民税の非課税の方、市民税の減免を受けている方、個人の事業税の減免を受けている方、固定資産税の減免を受けている方、国民年金の掛金の減免を受けている方とずらっと基準値をイメージしやすいように並べてありまして、その下に生活福祉資金による貸し付けを受けている方などというのもあります。上記1以外で、次のいずれかに該当する方ということで、保護者がハローワークへ求職中の失業者であって、熱心に求職活動をしている方とか、保護者の職業が不安定で生活困窮していると認められる方とか、あとは学費とかPTA会費が滞納が多いとか、減免されているとか、それから一番あれなのは、最後に家庭の経済的な理由で児童・生徒の欠席日数が多い場合とか、非常に対象になるかどうかをイメージしやすいように克明にきめ細かく書いてあります。全国的な調査では所得基準を明示している自治体と、そうでない自治体とでは、1.8倍ぐらいの開きがあるというふうに言われています。丁寧な、だから、こういうことから考えると非常にきめ細かく所得基準を明示しなくてもイメージできるようにきめ細かい明示をすれば、やはり申告漏れは少なくなるのではないかというふうに思います。1つは所得基準を明示することができなくても、そうでなくても丁寧な説明に改善していく、案内を改善していく考えがないのかどうかその辺のことを伺わせてください。

それから生活が不便な地域での高齢者支援についてですけれども、実は九度山町も同じような地形を持っていますので、実はこれ、九度山へこの間どうしているのかなというところまで行って来ました。非常にうちの町よりひどい状況です。ここに写っているこっち側のこの高い家は、これは町の文化財に指定されている、いわゆる大石順教尼という尼さんゆかり萱野邸ですけれども、そこへ行く名所の文化財のところでも、こんなにも狭い道でないと上がっていけないという非常に、我が町のこれは曲谷ですけれども、これももう、ここは軽四でも上がっていけないという状態ですよね。これも皆さんよく御存じだと思います。これはもう小畑東出です。軽四でいっぱいいっぱいという状況です。今まで九度山町では軽トラックで業者の方に、特に過疎地の奥のほうは軽トラックを使って収集してもらっているということで、あとはヘルパーさんが家に持ち帰って自宅のごみとして出しているぐらいもあるというふうに、紀美野町でもそういう例があると思います。それから、でも多くは何とか自力で出してもらっているというのが実情でして、そんなに多くはないかと断られて、最悪の場合は町の職員が行って対応しているという事例があるそうです。でも有効な解決策がないというので、本当に困りきっているのが実情だということです。8月現在の紀美野町の高齢化率は37.3%なのですが、高齢化率そのものは、そんなに一遍に上がっていくということはないと思うんです、現在の状況。ただ、高齢者はふえていくであろうと、年をとって行って高齢者の年齢はどんどん上がっていくだろうということは予想されます。旧野上町でも50%を超えた地域があり、旧美里町では70%という集落が一番高いようです。小畑の東出とか、こっちは旧野上町なんかでも小畑の東出や動木の曲谷など山間地でなくても困難な地域があるので、そういうところでは非常に困っているという認識を持っておいてほしいと思います。改善の取り組み、大変だと思うんですけれども、こういう状況を考えればゆっくり構えている場合じゃないと思うんですけれども、その辺の認識について伺います。何とかしなければならぬということであるというのはもう変わらないと思います。

中学校給食については、もう検討委員会を今月中に第1回の検討委員会を開くということで前を向いて進んでいるようです。

10月から11月にかけて2つの自治体の中学校給食の視察をしました。1つは議会の県外視察ということで北海道の鹿部町、個人研修では九度山町へ行って来たんですが、鹿部町では1965年昭和40年から、九度山町では1960年からセンター方式で実施しているそうです。九度山は小学校すべてに学年ごとのランチルームを持っていてと

いうことで、ただユニークなのは特産の柿を使ってカレーに柿を入れると、どんな味がするのかわかりませんが、そんなカレーをつくっているそうです。言いたいのは、いわゆるそういう町では中学校給食なんて当たり前という、今さら何で中学校給食なんですかということで、そういうことでお母さん方から急いでほしいという要望もありますので、できるだけやっぱり作業を急いでほしいと思いますので、その辺についての考えをお伺いします。

あとは介護保険の問題なんですが、総合事業はとりあえずは導入しないということで近隣市町のいろんな状況も見ながらということでしょうけれども、意向調査の結果から見えてきたのは、予防が大事だという大変結構なことだと思います。広報きみのの12月号とともに全戸配布された紀美野町保険通信というのがありますが、見られた方は、こういうグリーンの通信を配布してもらっているんですが、ここに介護保険の平成13年度から平成22年度までの介護保険給付費総額の伸びや年平均被保険者数、それから被保険者1人当たりの給付費の伸びなどを掲載しています。ただ、そこでは紀美野町では介護サービス、特に施設サービスを利用される人の割合が県外の他市町村に比べて非常に高いことが給付費全体を引き上げている要因であると考えられますと述べられていて、その後過去の給付実績から計画期間中のサービス見込み量を推定し、これを基礎に算出される保険料を算定していきますということで、この介護保険料は来年度の4月から実施されますというくだりがあります。何か保険料の値上げを示唆する文言かなということで認識させてもらったのですが、基準の月額が5,100円という紀美野町の介護保険では、県下でも九度山町と岩出市に次いで高いという認識は皆さんわかってられると思います。介護保険法施行令第39条第4項による第4段階の基準というのが基準なんです、月額5,000円を超えている自治体は、今のところ県下でも3自治体です。近隣では紀の川が4,691円、一番高いのでかつらぎ町で4,958円というのがありますが、あとはもう大体4,200円とか4,000円台で抑えられています。こういう状況なんですが、これほど高い、県下でも高い介護保険料なんですけれども、この状況でもまだ保険料の引き上げが避けられないという認識なのかどうか、その辺のこともちょっとお伺いします。

以上です。

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 田代議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1番目の就学援助制度の周知の関係でございます。議員が言われるように申告漏れがないようにということでございます。そうなることはないとは思っておりますが、先ほども答弁しましたように全校生徒について通常の案内を含め、転校生、また新入生についても案内を行っております。我が町におきましては、学校、特に担任の教員等が保護者との関係を密に持っていただいて、児童・生徒の様子を観察していただき、また保護者との面談等を通して様子とか調査というんですか、確認してもらっているような状態でございます。そのようなことで何か問題があれば相談をしていただくというような形で学校と、また教育委員会との連携も密にとっております。そのようなことで対応はできているかなと思いますが、議員御指摘の案内についても、より保護者にわかりやすいような形での文章を入れるとか内容を入れるというようなことにつきましては、今後検討をしていきたいと思っております。

また3番目の中学校の給食でございます。

検討委員会において、今後、調査・研究を行うということで、この町に合った、よりよいやり方について今後検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、ある一定の身体的に特別の事情がある方につきましては、基準を決めて特別ごみステーションを利用させていただいているところでございますが、それ以外の高齢者の方々につきましては、通常の回収を行っているところでございます。私も議員の御質問をいただく前でありましたけれども、近隣の市町村の状況を電話等で伺ったことがございますが、議員が御訪問されました九度山町さん同様近隣市町村におきましても、この件については大変苦慮しているんだというふうなことでございました。車の入っていかない箇所にお住まいの方々につきましては、決められたごみ集積場所までごみを持って行っていただかなければならず、高齢によりこのことが御負担になっている現状であろうと思っております。ご近所で助け合う地域コミュニティそのものが高齢化及び過疎化により形成できない状況でもあろうかと考えてございます。しかしながら、ごみ出しに関する困難度や運搬距離、運搬条件等個人差がございます。どの程度までを個別収集等するのかにつきましては、不平等な制度とならないようにある程度基準を設ける必要があると考えております。町といたしましても、制度を継続可能なも

のにするためには、対応できる範囲に限界がございますので、先ほども申しましたけれども近隣市町村での対応事例等参考にいたしながら今後研究・検討をしてみたいと考えておりますので、再度の御理解を賜りたいと存じます。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 第5期の介護保険料の件でございます。

介護保険料第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年ごとに見直すということになってございまして、今後3年間の給付総額を推計いたしまして、その半分を1号被保険者、2号被保険者で見ることになってございます。その1号被保険者と2号被保険者の人数によりまして、4期では2割分を第1号被保険者が見ることになってございますが、第5期につきましては21%を1号被保険者で見ることになります。そして今期の3年間、大体毎年3%程度上昇してございます。そして第1号被保険者の人数が若干ながら減少してまいりますので、結果的に1号被保険者1人当たりの御負担していただかなければならない保険料というのは上がってくるものではないかと考えてございまして、実際具体的な保険料につきましては、介護保険事業計画の策定委員会を通じて決めさせていただくこととなります。

以上です。

○議長（加納国孝君） 3番、田代君。

○3番（田代哲郎君） 就学援助制度については、配布する文書等の改善を検討したい、わかりやすいものにしていきたいと、いずれにしても経済的に困っている人にわだかまりなく受給してもらうということが基本で、申請をちゅうちょするようなこととか、保護者に制度の内容、こんな制度があるんだということをきちっとわかってもらうのが第一歩だと思います。教育委員会の、この間配布していただきました平成20年度事務執行状況点検評価報告書の8ページにも、そのことを就学援助について述べられていまして、就学援助事業についての評価委員の意見として制度の周知徹底を図り、支援を必要とする家庭に対しては適切な運用をされるよう望みますというふうに記されています。いずれにしてもそういう、ただちょっと運用の仕方が違うかなと、海南市はすべて年度初めに配布して、家庭訪問で具体的にチェックしているようですけども、それはそれぞれ市町村のやり方があろうと思います。それともう一つ言いたいのは、やっぱりこれをきちっと運用していくということは基準財政需要額に幾ら含まれているんだといっても、大体それ全部が交付税に算定されてくるとは限らないので、準要保護者の部

分については、ほとんどの市町村が一般財源からの持ち出しになっている事実がありまして、非常に財政的に困難なことはわかりますが、学校教育法にもありますように、いわゆる教育機会の均等の保障は自治体の責務だということと、それから教育現場の負担軽減にもつながっていくということもあると思います。こういう制度を崩していけば、学校での子どもたちの生活が崩れるということで1つの教育をきちっと守っていくためのとりでではないかというふうに思います。財政が大変ですが、そのようなことで案内のよりわかりやすい方向へということで、きちっとやっていただきたいと思いますので、その辺のことはよろしくお願いします。

それから、あと介護保険料の件なんですけど、介護保険給付費の伸びというのは、そもそも平成18年度から19年度までの1年間で1億5,800万円のすごい伸びを示しました。ただ、平成19年度から20年度の間では6,700万円に減ってしまっていて、平成20年度から21年度で4,500万円、平成21年度から22年度の間では3,300万円と、この給付費総額の伸び幅が少しずつ頭打ちになってきています。平成18年度というのは、介護報酬と合わせて診療報酬もマイナス改定がありました。この辺は町長さん、厚生病院の管理者もされているので、大変苦勞されたと思うんですけども、これに医師不足も重なって厚生病院の入院患者が6.8%の減と、それから平成19年度に至っては入院患者は10.1%減っています。平成18年から19年にかけて入院患者が病院から介護施設とか在宅介護などに移って介護保険サービスに移っていったという経緯があります。こういうことが介護給付の伸びにつながったと考えられます。その後は高齢化率の伸びも少し頭打ちで鈍り始めて、あわせて介護保険給付の伸びも少しずつ抑制傾向に向かっているというふうに私は見えています。やがては国保と同じように下がりはないが、高どまりの状況で続くだろうというふうに、横ばいになるというふうに思われます。この町の高齢化というのは、高齢者の数がふえているというよりも若い人が減っているというのが高齢化率を引き上げるあれになるんで、歳入についても介護保険料の収入済み額が平成20年度の1億6,696万1,150円から引き上げた平成21年度こそ2億1,077万5,900円と4,300万円ほど伸びたのですが、それから後は平成22年度は2億909万2,000円程度とマイナス168万円ほどですけれども、引き上げても収入が減っているという状況になっています。これは何を意味しているかというと、第5段階とか第6段階の、いわゆる基準値よりも保険料が高い人の数が非常に少ないのではないかというふうに推定されます。施設サービスを利用さ

れる人の割合が県内の市町村に比べて非常に高いことが給付全体を引き上げている要因という考え方なんです、実は今、介護施設はどこも火の車の状態なんです。幾ら入所者をふやしても経営が改善しないと、これは町長もよく御存じなので、火の車状態で大変な状況になってます。介護保険の最大の問題というのは、国庫負担が4分の1しかないということ、非常にほかのあれに比べたら低いんです。1号と2号の合わせた保険料負担で2分の1を賄っているという、そこにもう制度的な無理があるので、それとあわせて介護報酬が極めて低いという、サービスをしてそれほどお金にならないということで、そういう現状を見れば介護保険料の引き上げよりも、むしろ専門職をふやして徹底して介護予防に取り組むほうが合理的だと思うのですが、その辺の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の就学援助のことについてお答えいたします。

かつては民生委員の意見書であるとか、そういったものも添えて出していたいただいておりました。その時分って、何年前か定かではないですが、私が校長をやっていた初めのころにはそういうことでありまして、既に海南市では、それが廃止されておりました。海南市に追随してと言ったらおかしいんですけども、本町でもそういうのがなくなりました、学校へ言うていただくことで書類を教育委員会のほうへ上げていただいたというような経過がございます。海南市との比較も指摘されておるわけですけども、本町の学校規模等から考えまして、担任なり学校長は、それぞれの家庭の事細かな経済状況までは把握し切れておりませんが、ほかの児童・生徒との比較であるとか、いろんな状況からかなりのところを学校長は把握してございます。現在は学校長の意見だけでということで審査させてもらっております。一昨年でしたか、21年度だったかと思っておりますけれども、申請のなかった子どもがありまして、学校のほうから、たしか秋ぐらだったと思うんですけども、申請をしていただいた方もあります。それから家庭訪問では1つの家庭訪問の目的といたしまして、そういう家庭の経済状況もある程度学校なり担任が把握できるようところはつかんで聞けよというようなことはお願いしておりますし、そういうのをあわせて申告、申請していただいておりますので、そう申告漏れはないのかなと思ってございますし、遠慮なく言ってくださいよというスタンスはずっと持っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

この介護保険料なんです、本当に頭の痛いところです。と言いますのは、議員もおっしゃられておりましたが、特にこの紀美野町におきましては高齢者が多い。また、そして1号、2号被保険者、それは減少しているという中で、ただ施設の利用、これも非常に多いわけです。この紀美野町だけでも3カ所のそういう施設があるという中で、先ほど申されたやすらぎ園も非常に経営に苦慮しているというふうな状況です。しかしながら、やはりそうした利用できる施設がある。非常にこの3カ所もこの町内に、わずか1万500人の人口の町にあると、そして利用がしやすい。そうしたことも起因しているのではないかと思います。その中で、やはり個人的にその方々のことを考えれば、やはり利用しやすいほうがいい。利用を余計すれば料金が上がってくると、こうした連鎖反応が出てくると思います。そんな中でございますが、やはり高齢者の皆さん方がよりよい、そうしたこれからの生活を営んでいただきますようにできるだけ利用し、そしてまた在宅介護も受けていただくような、そうした指導もしながら、これを乗り切っていきたいと、そのように思っておるところでございます。非常に最終的には、この介護保険事業計画の策定委員会、こちらのほうでその料金を決めていただくわけでございますが、こうした利用状況を見ますと、やはり上昇傾向にあるということで非常に苦しい中での運営を余儀なくされているということでございますので、一つ御理解を賜りたい。そんな中で議員おっしゃられるように予防というのは非常に重要になってこようと思います。町におきましても、そうした予防事業をいろいろと取り組んでおります。そんな中でございますが、さらにそうしたことに力を入れていきたいと考えておりますので、一つ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開は10時50分とします。

休 憩

(午前10時38分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時50分）

○議長（加納国孝君） 続いて、13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 通告に沿って、まず公契約条例についてお伺いしたいと思えます。

後のリフォームの問題もそうでございますけれども、仕事がない、あるいは雇用の場の創出が大事だと、そういうふうな声が非常にこの町にもあるわけでありまして。公契約と申しますのは、公共工事や公共サービスを発注する公的機関、つまり国や自治体などと受注した事業者との間で結ぶ契約であります。それが生活できる賃金、人間らしく働くことのできる労働条件を確保する法律、あるいは条例の制定も求めるという世論が大きく、その運動が大きくなってきております。最近ワーキングプアという言葉がはやっています。これは年収200万円という低収入で家も持てない、結婚もできない、そんな人たちがふえてきている、そういうことからであります。実際、予算審議でも質問いたしまして、また今後聞いていかなければと思えますが、町の臨時職員もそうであります。時間給の最低賃金は685円ですか、うちの場合もそれにほぼすれすれの状態であります。年収にすれば200万円に足りませんから、まさにワーキングプアという、そういうことになるわけでございますけれども。町が税金を使ってワーキングプアをつくると、そういうようなことをしてはならないというふうに、これは自明のとおりであります。きょうは特に公契約ということでございますので、この請負等についてお聞きしたいと思えますが、この公契約を結ぶ上でいろんな職種がありますけれども、千葉県野田市における公契約条例、公共事業や委託事業など多くの契約に関する仕事が入っております。ちなみにこの質問を準備するについて調べてみたのですけれども、公共事業、土木建築に関して見ますと、その労働者の賃金ですけれども、日当ですが、たくさんというんですか、比較的多いところで1日に1万5,000円というところもあります。しかし、低いところでは1万を切って、8,000円、7,000円と、こういうふうなところもあるわけでありまして。社会保険とか厚生年金に入っていないところもあります。この日当を、例えば1万円だとしても、月に大体20日働くとして20万円、これで健康保険や年金の料金を払うと家族を養うということが大変厳しいことになって

くるわけですね。月に20万円でしたら年間240万円、この数字から見てもワーキングプアというふうになってくると思います。また、このボーナスなんて、町職員や我々議員もいただいているわけでございますけれども、この土木建築労働者では月給の何月分なんて、そんなまさに夢の夢であると思います。農林水産省と国土交通省の2省による2省協定というのがあるんですけれども、この賃金体系が決められております。この2省協定賃金が、県もそれをもとに設計単価のもとにしているようでありますが、これで見ますと、普通作業員で1万3,400円、運転手はもう少し高くて1万3,800円、削岩機を使うんでしょうね、この削岩工で1万7,100円と、こういうふうには実際土木建築で働く労働者の方々は、その日によって何をしなければならないと、たくさんいろんな職種のこと実際やられていると思いますが、これから見ても実際に払っている、この日当というのは非常に少ない金額であると思います。また、大体この2省協定なるものが非常に問題がありまして、この金額が毎年毎年調べて変わっているわけですね。この金額が今まで高いときが数年前が最高で、その後下がってきているわけなんです。こういうふうになってきた状況の中で、この1万3,400円と、こういうふうな数字になっているんですけれども、大体この請負をするについて、単価、物の値段と、それから人間の賃金を同じ扱いにして、この単価設計にもっていくということ事態が、私はどうしてもおかしいと思うんです。物の値段と違って、実際に働く人間ですから当然生活をしていかななくてはならない。生活に合うような数字になっているのかどうかというふうには考えなければならないというふうに思います。また、実際に今問題になっているところでは、昔はそれでも何とかやっていたのですが、今は特に県の発注する仕事がとりにくくなってしまって、この総合評価方式ですか、そういうことで県の仕事がとれない、だから町内の業者は町内の仕事を主にしかやっていけないというような状況になってきていると。ですから、ここで見た場合、本来公契約のもとになる、このワーキングプアをつくらないという観点から見て、それを払えるような状況をどうつくっていくのかということが、我々がこれから考えていかなければならない問題であると思うんです。この条例で、今後考えていかなければならないのは、町の責務として入札の設計価格と、この予定価格ですね、このところを十分に配慮する、そういう必要があると思います。私も調べてみたのですが、例えば安全対策のための交通誘導員というんですか、よく棒振りなんていうことを言われたりしておりますけれども、赤い棒を持って誘導してくれる方ですね、この方が労働単価が7,400円、1日ですね。これが

7,400円しかもらっていないのに、この人を雇うと単価を見てみると、労働単価では7,400円、深夜で1万円を切っているんですね。実際にこの警備員を雇うと、昼間で9,000円、深夜だと1万5,000円払わなければならないと。ですから業者がそれを身を切っているというふうなことになっているわけですね。また、町の発注する仕事の、特に小さい仕事については経費率が高くなってきて、割高になってくると。今、このヒューム管、昔はヒューム管というのを使いましたがけれども、今はこの黒い蛇腹のような管ですね、これを使うのに、これは1本5メートルだそうです。それを実際には5メートル買うんですけれども、使う場合は3メートルしか、実際に3メートルしか要らないところが多いらしくて、それしか見てくれないと、だから2メートルは捨てなければならない。こんなことになってきて、非常にコストが高くなってくる。また、コンボなどの重機を使うにしても、小さな現場と大きな現場では、それでもこの回送費は同じと。こういうふうに等々見ても、実際に今の業者の実態というのは大変厳しいものになってきているというふうに言わざるを得ないと思います。こういうことで、予定価格というものを非常に大事にしなければならないわけでございますけれども、これを大体設計単価の、設計価格の何%に見ているのか。それをお伺いしたいと思います。

また、今から3年前の4月に国土交通省ですね、ここは最低制限価格の引き上げというのをやったわけですね。それまでは予定価格の66%から85%だったものを76%から90%の見直しの方向にしたと。それをまた地方自治体もその見直しの方向でいくということになってきているようでありましてけれども、この紀美野町ではそれをどういうふうに見ているのか、どのような数字になっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、次にリフォーム助成制度についてお伺いしたいと思います。

さきに言いましたけれども、この仕事がないことが景気の悪いことにつながって、それが会う人があいさつがわりに景気が悪い、仕事がないと、こんなことを言わなければならないような状況にあるんですけれども。このことについて、町長のところにも要望の方々が来られたりしていると思いますが、そういうことから全国で広がってきているのが住宅リフォーム助成制度というのを取り入れた自治体が多くなってきております。ことしの4月の段階で40都道府県、330の市区町村が実施をやっております。これについて、隣の奈良県の広陵町の例を見ますと、依頼主、つまり施主が20万円以上の住宅のリフォームを町内業者に発注した場合に工事額の1割、10万円を上限にして町の商品券で助成するそうでありまして。この仕事をするために80の業者が登録をしてい

て、この年9カ月で見てもみしたら283万円の町が助成をしたそうであります。それに対して工事総額は5,233万円。町が283万円出したことによって、この施主さんたちが5,000万円の工事を発注したわけであります。景気が悪い、あるいは福祉や介護にこれからどれだけお金がかかるのかと、そういうことでひたすらこの不安から財布のひもがかたくなっている家庭に呼び水となる工事費の一部を町は支出することによって、その何十倍という工事が発注されるということになってきているわけであります。確かにこれからお金がかかることを心配して蓄えようという家庭も多いかもしれませんが、そのお金の一部でも出していただければ、町の景気はよくなっていくわけであります。町には近隣にない若者対策の、紀美野町ですね、近隣にないこの若者対策の住宅に対する助成制度を町長がやりましたのですけれども、新築をする場合には、どうしても町外の業者が参入してくると、そういうことで町内業者が潤うためのこういう小規模の新制度を導入していくべきではないかと考えますが、何にしても初めから大きな金額をやらなくても、たとえ小さな金額であっても、それによって効果がどれだけあるのか。そしてそれがどれだけ町の景気を高めていくのか。少しでも展望のある、そういう町に、これは私は町長は決してそれを否定的には考えておらないというふうに思いますが、ぜひそういう立場で一緒に頑張ってもらいたいと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

次に消防署の分署の問題についてお伺いしたいと思います。

今議会の初日の町長のあいさつの中で、消防署の統合による広域化の計画が、これが白紙になったということが表明されました。そうなるまいりますと、以前から町長が期待を込めて言ってこられた統合によって紀美野町とかつらぎ町と有田川町の接したところ、その部分に消防分署を設置するように、そういうふうな夢が壊れたことになってしまいます。人口の過密過疎という極端な地域を持つこの町ですから、町の東部、かつらぎ町寄りには昼間若い人もいない状況になるわけで、けが人、急病人が出た場合に対応する人がいない。ですから消防署に対する期待が高いと思います。消防分署の設置について、いろいろと結局は予算、お金の問題になってくるわけでございますけれども、この方々の緊急時の対応という立場から、町の見解をお伺いしたいと思います。

次に、過疎有償タクシーの導入について、お伺いします。

過疎、高齢化が物すごい速さで進んでおります。高齢化に伴って、認知症などの病気などの心配から、子どもたちが高齢の親に車に乗るなど、こういうふうに取り上げると

いうふうなことが起こっているように聞きます。集落がそのような人たちばかりになってまいりますと、買い物や病院への通院がままならないことになってきます。そこではふれあいバスもありますけれども、時間の問題、またコースの問題等があつて、やはりもっと個人的に使えるものとして安価なタクシーということになってくるのではないかと思います。例えば、小川、志賀野、また毛原地区においてもバスが走る国道までなかなかおいてくるというのが困難というふうな方も多いわけでありまして。また、シルバー人材センターにおいても仕事の確保というのが、これから大変になってくると思います。そこで車の運転のできる方で、過疎有償タクシーというのを、このシルバー人材センターでやっていくことができないのか。町の高齢者向けのアンケートをとられましたけれども、町長、以前私の質問に対しまして、この問題について検討していただけると、そのことから町のとったアンケートの結果とともに、このことについての検討の方向についてお伺いしたいと思ひます。

次に災害発生時の対応について。

台風12号は大きな被害をもたらしました。雨のせいか浸水も多くあつて、そのため家の倒壊もありました。私もそんな雨が降ったように思わなかったのですけれども、上流で降った雨で突然川の増水ということが大きな被害をもたらしたというふうに聞きます。そこで、9月委員会の後、被害のあつたところを回り、お聞きしたんですけれども、花野原では別荘が雨による増水で倒壊しているところもありました。また聞けば、寝ていた別荘の住民が消防署の職員にたたき起こされて、おかげで難を逃れるということもあつたというふうに聞きました。消防職員としても大変お手柄なんですけど、そこに至るまでに町として手を打つことができなかったのか。さきの委員会では、七良浴議員のほうで質問をされまして、町長は検討するというふうに述べられております。その1つが防災行政無線なんですよね。これの活用なんですけど、さきの委員会で町長は雨等で聞こえなかったらいけないので、防災行政無線よりも訪問のほうをとつたと、こういうふうにご答へられております。こういうふうにご町長のほうでも判断されているんでしたら、この防災行政無線の対策、個別受信機をつけるとか、そういうことについての措置も考えていかなければなというふうになってくるんですけれども。しかし、現時点としては何にしても先に防災行政無線で知らせるべきではなかったのかと、こうすれば聞こえなかった人ということもありますけれども、少なくとも聞こえる方は何らかの準備ができたこと、こういうふうにご考えるわけでありまして。また、消防の職員がパトロールして、こん

な危険な家屋の避難を呼びかけたということでございますが、雨の状況、これだけ広い町になったのですから、状況把握の手段ですね、町職員でパトロールということがされていなかったのかどうか、その点についてはどうであったのか、何にしても紀南でも合併で広がって行政の手が行き届かなかったところで被害が大きくなったということが今回の台風12号の中での教訓のようなことが言われております。今後、川の増水、また山崩れに対しての対応についてお伺いしたいと思います。

最後にスクールバスの運転手の待遇についてお伺いしたいと思います。

旧美里町時代なんですけど、スクールバスの運転手を雇用するということが採用されたのですが、この採用前の話と実際に運転手になってからの条件が違うという話があって、その話がされているうちに、突然雇用の状況から請負の状況に変えられてしまったと、条件が変えられてしまったというふうな話がありました。今でも請負の状態にあるみたいで、これがどうしても休まなければならないときに、代理人の運転手を自分で探さなければならない、そのときに払う日当は自分がもらっている日当分では足りないというふうな状況にあるようであります。さきの公契約条例のときでもお伺いしましたけれども、非常に条件の悪い契約ですね、このような契約については改定が必要ではないですか。

また、このスクールバスの運転手というのは子どもたちに合わさなければなりませんから、実際にハンドルを握って運転する時間と、その時間以外にも拘束される時間があると思います。そここのところ等を考えた待遇の改善というのが必要ではないかというふうに思いますけれども、どうであるのか、この御見解をお伺いしたいと思います。

以上、よろしく御答弁お願いします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、私のほうから美濃議員の1問目の公契約条例、それと2問目のリフォーム助成制度の創設について、答弁させていただきます。

まず1問目の公契約条例についてでございます。

町の公共工事等につきましては、地元建設業の受注機会の確保を図る中で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や建設業法による関係法令に基づき、適切な工事の対応を図っているところでございます。このような中、土木工事設計書等の作

成については和歌山県が作成する土木積算基準システム、または農業農村整備事業標準積算システムをもとに工法や工事等について十分検討し、適切かつ正確に積算した設計額を算出しているところでございます。また入札につきましても、最低制限価格制度と低入札価格調査制度を取り入れ、過度な安値競争での著しい低価格や原価割れの防止を図っています。また入札の透明性を図るために、入札予定価格については事前の公表を行うとともに最低制限価格や調査基準価格の事前公表を行っているところでございます。

この御質問での公契約条例につきましては、公共工事の受注者は労働者に地方自治体が指定した賃金を確保させることを規定してございます。この指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されているものでございます。町としては、建設労働者の賃金の安定・確保については、国が定める労働基準法や最低賃金法に基づき、雇用者と労働者との契約において、賃金、就業の時間、休憩、そのほか勤務条件について定められているものと考えてございます。平成21年度に全国で初めてこの条例を制定した千葉県野田市においても、その運用については予定価格1億円以上の工事への適用ということで工事全体から見れば、わずかな工事件数にとどまっている状況であります。また、全国でも条例が制定されているのは、わずかな公共団体に限られている状況であります。これらを総合的に判断して、紀美野町としては、現段階では公契約条例の制定をする考えは持ってございません。しかし、美濃議員の御指摘のとおり、町にとりまして土木建設業は重要な産業であり、また大事な地域住民の雇用の場であると考えてございます。このため、今後公契約条例の制定については、国、県の動向等を注視していくとともに、受注業者に対しまして関係法令の遵守と適正な労働条件の確保を行うよう指導を図るとともに、あわせて地元業者の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、御質問の中で予定価格についての設計額に対しての率でございますが、これについては100%を設定させていただいているところでございます。また、最低制限価格につきましては、これにつきましては工事の規模、また難易度等を考慮いたしまして、町長が決定をするものでございます。平成22年度実績といたしましては、おおむね8割を超える率で設定をさせていただいているものと思います。

以上、公契約条例についての答弁とさせていただきます。

引き続きまして、リフォームの助成制度の創設について、答弁をさせていただきます。

近年、建設業のおかれている状況は長期の景気の低迷により、非常に厳しい経営状況

にあります。このような状況のもと、町内建設業者の皆さんにとっては、町から発注される道路改良や施設の建設、修繕等の公共事業が大きな経営の支えとなっており、地域の雇用の創出という重要な役割を担っています。なお、本年度の一般会計の当初予算における工事請負費の総額については約6億円の規模となっております。町ではこのほか4つの個人住宅に係る補助事業も行っております。

まず1つ目は、木造住宅耐震改修に係る設計・工事に対する補助367万6,000円、また重度身体障害者住宅改修補助40万円、合併処理浄化槽設置補助2,100万8,000円、若者定住促進補助に1,000万円、総額3,500万円の予算規模となっております。これら事業を完全実施することができれば、2億5,000万円の経済効果が期待できるものと考えてございます。御質問の中で、若者定住促進補助事業については、町内業者のかかわりが少ないという御指摘がございましたが、この事業につきましては、新築にあわせて改築、またリフォーム工事についても補助対象となっております。町内建設業者が受注が十分できるものと考えてございます。また、確かに町内の新築につきましても、大手住宅会社による工事も多々見受けられますが、地元という地の利を生かした営業努力をしていただくことにより、町内業者の皆さんも十分受注できるものと考えてございます。議員御提言のリフォーム助成制度につきましては、地域の経済対策として大変効果的な事業ではあると考えますが、財政厳しい状況において、現在総額3,500万円の同様の経済効果の期待が持てる住宅補助事業を継続的に展開しているところでございます。今後それら事業の実績、また効果を検証しながら新規の事業について研究・検討をしてみたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) 美濃議員の消防署の分署についてという御質問について、答弁申し上げます。

かねてから申し上げておりましたとおり、平成18年7月に総務省消防庁より、市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されまして、それに伴い平成20年5月に策定されました和歌山県消防広域化推進計画に基づき、当町は橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、及び高野町と消防の広域化に向け検討してまいりました。

そして本年3月に関係する5消防本部からなる消防広域協議会設立準備会を設置し、4月からは岩出市に設けました設立準備会事務局におのこの消防本部から職員を派遣しまして、協議会設立に向けて本格的な協議を行っていたところですが、協議会設立に至りませんでした。

もとより、国から示されました消防の広域化に関する基本指針では、災害事故の複雑化及び大規模化に伴い、多様化、高度化する消防需要に対応し、地域住民の安全・安心を確保するとともに、住民サービスを総合的に向上させるためには、自主的に広域化を推進する必要があるとされているところでありまして、先ほど申し上げました3市4町での広域化については実現に至りませんでした。議員御指摘の問題解決を図るべく、今後も消防の広域化の実現に向けて、県の指導を仰ぎながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 美濃議員の4点目、過疎地有償タクシーの導入についてお答えいたします。

高齢者のアンケート調査では、自分で歩いたり、車や単車を運転して買い物に行く割合は約62%であり、家族や知人やヘルパーに頼む人は約30%です。移動販売等や配達をしてもらう人は約8%となっています。高齢者の約7割は何らかの方法で買い物ができますが、家族や知人に頼む方やヘルパーにより、やっと買い物ができる現状です。最近、スーパーマーケットでのネットスーパー等が動き始め、買い物対策も多様化の兆しがあり、過疎地域に明るい話題もできています。現在、町ではコミュニティバスの運行を初め、福祉有償運送、福祉タクシー、介護タクシー等移動手段の確保に努めているところです。議員御指摘の安価なタクシーは過疎地域有償運送の取り組みです。ボランティア組織等が安価に運送するシステムを合法化したものでございます。新たに過疎地有償運送を始める場合は、まず実施主体となるNPO等を組織しなければなりません。運転手を初め、ボランティアの確保が大きな課題です。また、運営経費や運営協議会承認の問題もあります。交通手段の確保は非常に難しい問題でありますので、今後も種々検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続いて5点目、災害発生時の対応についてお答えします。

9月4日、台風12号による災害は県下で甚大な被害をもたらしました。本町でも床上浸水等被害が発生しました。災害の対応につきましては、警報が発令されると、警戒体制をとり、あらかじめ定められた職員が待機することとなっています。重複の警報が発令され、副町長が必要と認めたとき等には配備体制第1号をとり、さらなる体制を構築する必要があると、副町長が必要と認めたときには配備体制第2号をとり、災害対策本部は町長が認めたときに設置します。防災行政無線での避難勧告等は行っておりません。現在、避難勧告のマニュアルを作成し、活用できるよう対応しているところです。

今後の対応について、現在検証を行い、初動マニュアル等の見直しを行っているところです。最近の状況は想定外の雨量や深層崩壊等があり、災害を防ぐには限界があり、早く避難することにより減災に努めなければなりません。現在、自主防災組織にお願いし、地域に即した防災訓練や講習等を行っていただくよう啓発に努めているところです。御理解いただきますようお願いいたします。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 私のほうから、美濃議員の6番目の質問、スクールバスの運転手の待遇についてお答えいたします。

現在、紀美野町内でのスクールバスの現況では6コースで運行を行っており、6人の運転手に運行業務を委託しております。議員御質問の運転手の代理のことですが、通学バスの運転業務委託契約を締結する際に、運転業務委託細則書によって自己の都合により業務ができない場合のため、代行運転手を定め、委託契約と同時に運転業務代行業務報告書を教育委員会へ提出しなければならないとなっております。御指摘の代行費用につきましては、規定はございませんが、通常各運転手との委託契約額の1日当たりの額が基準になると思いますが、費用につきましては両者間において決めていただいております。各運転手に状況に聞いてみますと、大半の人が契約額の1日平均の費用となっておりますが、中に割り増しをつけた費用で代行をお願いしているとのことであります。代行状況の件数は、近年で年間1から3回程度、ことしは現在までに3回でありました。また代行業務が生じた場合は教育委員会担当者がバスに同乗し、児童・生徒の乗降場所等を指示運行を行っております。

今後も児童・生徒の安全な通学確保のために通学バスの運行を継続していかなければ

ならない状況でございますので、運転業務に従事する運転手と代行をお願いしている方々には御理解、御協力をお願いするところでございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 公契約条例については、国、県の動きを重視していくということであるんですけども、本来はこの法律をつくっていくということが望ましいんですよね。するべきなんですけれども、やらないから、この野田でも条例をつくって、そして全国の皆さん方、一緒にやってみましょうよと法律をつくるような動きにしていきましょうよという、そういう面があるんですよね。さきに言いましたように、この条例というのは基本的に安かろう、悪かろう、あるいは労働者にしわ寄せをさせてはならないと、こういうことから始まっているわけでしょう。課長は実態をどれだけ知っているのか知りませんが、今のそれでは土建建築業をやっている方々の、その労働者をどれだけ抱えていると思いますか。そこのところはわかっておられるんですか、実態を。課長、町長ですよね、基本的にそこのところ。ちょっと私はがっかりしたんですけども、そこの方々がどうであるのか。町長も言われておりますけれども、これだけいろんな災害が起こっているときに土建業者がいなかったら、また土建業者がおつても仕事士、労働者がなかったら、動かないわけですよ。よそから助けにきてくれない、そういうふうなときに、自前でどれだけやっていけるのかというふうに考えたら、ここのところの十分な対策をとっておかなければならないという、これ町長も言われておつたし、私はそのとおりだと思います。そういうことで、今の状況で考えて、特に安価なといいますか、非常に入札価格が下がってしまって、十分なものを入れられないとか、汎用しなければならないとか、あるいは労働者の状態が悪くなるというふうなことのないうにどうするのかということが考えなければならないわけですね。さっきから言いましたように、この2省協定、県のところでも1万3,400円でしょ。それを切っているんですよ。そこを平然と課長言われましたけれども、私びっくりしましたよ。こんな状態であって、実際労働者を雇えないような状況になっているところをどうするのか。また、この予定価格なんですけれども、予定価格イコール設計価格だということですが、予算決算及び会計令というのがあるらしいですね。この中の80条の2のところ、予定価格は契約の目的となる物件、または役務について取引の実例価格、需給

の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適性に定めなければならないと、そういうふうに規定されていると、ここのところの入札で見ると、最低制限価格が80%の、この一、二%というところでしょ。一番近いところでは何があったみたいですけども、この町民会館の解体、これは81%でしたか、こういうところにあるんですよ。さっき言いましたように予定価格というのは積算されていって、そしてこの工事については、この金額でやったらちょうどいいんですよというふうに出すのが予定価格でしょ。余りに高くいってもいけないし、少なくいってもいけないと、だからそれよりも下がるということは適正でない価格でやれと、こういうふうになっているんですよ。ですからさっき言っているように1万円切って、日当7,000円、8,000円というふうな、作業員ですよ。誘導員は、この何を見ても少ないんですけども、その作業員でもこのような状態になっている、そういうところであるわけでしょう。ですから、今実態本当にもっと調査に行ってもらいたいと思うんですよ。それぞれどれだけの方が働いてるのか、抱えられていられるのか、こんなところを見なくてまともにやっていけませんよ。ちょっと我々はこの役場の中におると、また我々の既得権というんですか、こういうところで見えちゃうと、本当に乖離してしまうと思うんです。今後の紀美野町の将来の大変なこの災害等の心配もある。そういう中で、町長が実際心配されているようなことが起こらないようにどうするのかということ、その観点からもう一度伺いしたいと思います。

次に、リフォームの問題なんですけれども、これについても課長、えらいものはやらないということを前提に答弁を考えられたの違うのかなと思ってしまったんですけども、ちょっと意地の悪いところもありまして。6億円の公共事業をやるんだと、実際3,500万円出しているんですよと、若者対策では1,000万円出していると。これについては、私先ほど言いましたけれども、この新築があったり、修理もあるんだということでございますけれども。でも修理だって300万円でしょ、10万、20万円じゃないんですよ、300万円以上の工事ですよ。実際300万円以上の修理ということになってくると非常に少ないと思うんです。1,000万円という数字自体が小さいですから、300万円3つあったら1,000万円になってしまうということなんですよけれども。もう少しそのところも小さな業者が入っていけるように、どうしていくのかということについて、考えていかなければならないと、そういう状況に来ていると思うんです。実際のところ今、もうほぼ1年近くなってきたわけですけども、こ

の1,000万円がどのようになってきているのか、どれだけ申し込みがあるわけですか、お伺いしたいと思います。また耐震については、大きいんです、これもね。ですから、なかなか耐震の審査はやるけれども、耐震工事をやるということがされる方が少ないと、そんなことがあったりして、もう少し町内の土木建築、あるいは大工さんとか左官屋さん等ができる仕事について出せるようにできないのかと、そういう点であちこちのよいところは取り入れたらよくて、それも紀美野町流にしてやっていくということにできないものなのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

消防署の問題について、広域化を図るということで、その方向で何とかやっていくんだと。だから、そこで分署については今は考えていないと、そういうふうな意味合いでなかったかというふうに思いますが、そういうことで私は広域化が即いいことではないと思うんですよ。本当にいいのかどうか、やってみてやっぱり減らされていくところが出てきたりするんじゃないかと、そういう問題があったりすると思うんです。こういうところで分署だけがうまくできるのかどうか、そのところもあるので、もう少しそのところの前向きなお考えを持っていかれることが大事ではないかというふうに思うんですね。それから今ドクターヘリの活用ということで、救急車で救急隊員が判断、あるいは地元のお医者さんの判断と、この2方面の判断でドクターヘリは呼べるということでございますけれども、今そんなことも含めてどのようにすれば、この地域の方々が安心して暮らせるのかということで判断をするというんですか、対策をとっていくということが大事ではないかと思いますが、統合広域化だけしか方法がないのか。その点について、もう一度お伺いしたいと思います。

有償タクシーについても、ドライバー、ボランティアが必要だということでありました。しかし、実際自分で買い物とかに行ける人が60%あるということでございますけれども、現在でしょ。現在60%、それが1年たってどうなるのか。年というのは待ってくれないし、運動機能というのはどんどん落ちてくると。こういう中で大丈夫であるのかですね、そういうふうに言っていて、しかも、買い物について、先ほど言われていたのが、要するに町長も言っておられたタッチパネル、パネルをさわって買い物をするというようなこととかというふうなNTTのそういうパソコンの簡単なものを使って買い物をするということを言われているかと思うんですが、過疎地域で今の特に紀美野町のうち、旧美里地域では、光ファイバーは前回のときも質問いたしましたけれども、来ていないんですよね。これが使えるのかどうかという点では、使えないわけでしょ。そ

ういうふうな中で、私は福祉有償タクシーについては、病院、町内の医院にしか利用できないわけでしょう。これを買ひ物に利用できないと、こういうふうに1個1個見ていった場合にもう少し自由に使えて、利用のしやすい過疎有償タクシーというのを導入というのを考えられないのかどうか、今までNPOとおっしゃられましたが、シルバー人材センターではこれはできないのかどうか、私はできないことはないと思うんですけども、何にしても、今、利用したいと言う人が必ずおられると思いますが、これについて、もう一度お伺いしたいと思います。

それと、消防署の職員、災害発生時の問題なんですけど、警報発令についてはマニュアルをつくっているところだということでございますので、防災行政無線の使い方については、マニュアルをつくっているところということでございますので、それはそれでやっていただきたいと思いますが、何にしても、このときにちょっと答弁抜けていましたけれども、町の職員のパトロールというものはどうであったのか、このところで、水の水位を見るのは、前回9月議会七良浴議員の答弁で円明寺とそれからもう1カ所どこかありましたよね、それで、向こうの谷では、吉野ですか、そういうようなところであるというふうに聞きましたけれども、そういうふうな利用とか、それがなければ、目視でやらなければならないと思いますけれども、そういう点でどうあれですね。もう少し早い段階でどうするのかということについて、マニュアルつくっていただくとともに、早く聞こえない可能性があるから足でもってということではなくて、もう少し早く流すことについて、方向について、お伺いしたいと思います。

それから、スクールバスなんですけど、契約結ぶときに代理等も出させておくということであったのですか。実際に代行を使ったのは1回から3回しか使っていないということであったように思うんですけども、使えないというふうな、なかなか難しいらしいですね。一つにはさあと言って、なかなか自分で言っても来てもらえなかったりとかあるというふうに聞くんですけども、そんなお金の問題もあったりして、今、答弁でもありましたけれども、何らかつきたさないと来てもらえないとか、そういうようなことで、今、運転手6人おられますけれども、その実態、先ほども拘束時間についても聞きたいんですけども、その拘束時間も含めて、今、払っている請負という状況でありますけれども、月に10万円そこそこから多い人でも20万円切っているわけでしょう。こういうふうな数字から見たら、非常に少ないことになっていませんか。少なくとも、子どもがだんだん減ってきて、町長もこの子どもは町の宝ということでは言われている子ども

もたちを安全に運ぶという大事な仕事でありますから、そのところでこの実態は少し少な過ぎるのではないかというふうに思いますが、そのところもう一度御答弁願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

もう1個、公契約の中の最低制限価格、先ほど言いましたように、国土交通省は09年ということですから、3年前に引き上げを決めたと、地方自治体でもその方向で、見直しの方向にあるということでもありますけれども、紀美野町ではそのところどういうふうに考えておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 美濃議員の再質問に答えさせていただきたいと思っております。

町内の業者の実態がわかっていないのではないかというお答えをいただきましたが、紀美野町の土木建築工事に係る町内業者につきましては、こちらから指名させていただくという業者数ですが、28社ございます。この28社の業者の中に145人の土木関係に従事されている方がいるということでございます。1人から2人の従業員を有している業者が3社、それ以上、3人から最大29人の従業員を抱えている会社もございます。これについては、全体で21社、これを労働者数で割ると、大体1社当たり6名の従業員がいるという実態でございます。それと、これに従業員の皆さんに払われている金額はいろいろ、人それぞれ違うかと思うんですが、大体平均的にはお話を聞かせていただくところによりますと、1万1,500円という賃金がかかっております。これは、一月当たり日当または月額の高額のプラス手当的なものも含めた中で労働日数で割った金額ということで、そのような金額が出ております。これは最低という形ではなくて、平均的な金額ということでお伺いしています。

それと、先ほど議員のほうで県の労働単価が1万3,400円ということでございますが、これはあくまで設計に使われる額でございます。これがすぐ実際にその金額が建設業者のほうから労働者に払われるという制限する金額ではございません。なお、千葉県の野田市におきましても、この金額に対して8割に金額を掛けた労働の単価が最低制限価格として公契約の条例の中でうたわれているということでございますので、1万3,400円がそのまま出て設計をやっているのに、そういう形は払われていないというのはそういうふうな状況でございます。

それと、先ほど最初にお伺いしていただいた最低制限価格でございます。国のほうでは90%のところまで上げているということでございます。町としても範囲的には3分の2から、これは予定価格の3分の2から大体8割強の範囲でということでおおむね設定させていただいているんですが、現実、平成22年度におきましては、実際落札した金額によって決めた80%を超える数値ということでなっております。余り極端に低い数値で落札を行ったという形のものは一切ございませんので、御了承願いたいと思います。

それと、町の工事で、平成22年度、町業者の行った入札111件でございます。その平均落札率なんですが、これは予定価格に対する落札率、これは87%とおおむね90%に近い高い率で適切な率で落札が行われていますので、著しい安い価格の落札率という形では考えておりません。

以上、公契約についての再質問に答えさせていただきました。

次、リフォームの件ですが、若者定住促進事業の実績につきましては、これは平成23年度に始めた事業でございます。現在のところ、7件の申し込みがありました。これはすべて新築工事でございます。町外の方が3人、町内の方が4人、町外の方につきましては、50万円の補助ということになっています。町内の方については、40万円の補助、これを計算しますと現在のところ1,000万円の予算ですが、350万円の予定ということで、支出を予定しております。現在、この12月になるんですが、残り3カ月ございます。引き続き広報等で事業の周知を皆さん方にさせていただきたいと思っております。もっと応募のほうが上がってくるということで想定をしているところでございます。

それと、災害時に労働というんですか、土木関係の業者が無くなるというような危険性があるというお話がございました。これについては、先ほど町のほうから6億円規模の土木の事業をしている。また、住宅関係でもいろいろ目的別に行っているところでありまして、議員が申される定額の補助というのは現状のところ実施をしておりませんが、そういう事業を発注するというので、業者の育成も行っているということで、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（加納国孝君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） それでは、美濃議員の再質問に答えさせていただきます。

まず第1点目、分署についての必要性というのを余り考えていないのではないかと聞いたようなことだったかと思うんですが、災害対応につきましても、申すまでもなく迅速性が求められます。しかしながら、先ほども申しましたように、災害事故の複雑化、また大規模化によりまして、複雑、高度化する消防需要に対応するためには、消防の広域化を推進させる必要があるということで、平成18年に国から指針が示されました。この広域に関する原則といたしまして、現状の体制を弱体化させることなく、体制の増強を図るということでございましたので、国の動向に基づき、処理することが現時点では最も合理的な方法ではないかというふうに判断していたということでございまして、必要性に関しましては、ないといったような判断をしておりません。今後も設置に向けて、前向きに検討する必要があるというふうに考えております。

また次に、ドクターヘリの活用に関しての御質問でございますが、和歌山県内でもまれに見るほど利用回数が多いというふうに言われるほど、当消防本部では、積極的に活用させていただくことによりまして、住民の方々に少しでも安全・安心、また救命率の向上につなげていきたいといったような形で取り組んでおります。そのために、町内の学校、また公共施設等の広場に関して、ほとんど緊急的に着陸できるようにといったような措置も取らせていただいております。この方向性に関しましては、今後も変わることなしに取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また、現状、救急パトロールということを毎週最低1回はということを実施をさせていただいておりますので、今後もこれに関しましては、継続するとともに救急車が到着するまでの間、住民の方々に有効な手だてを講じていただくために、救命講習につきましても、継続して取り組むとともに、できる限り、美濃議員のおっしゃるような体制が充実できるように取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 4点目の福祉、過疎のタクシーの関係でございます。

1年たつと、高齢者もまたふえるというふうな形の中で、本当に交通手段については、対策というのは難しいものだと考えているところでございます。

スーパーによるそういうインターネットを使った買い物ということで、現在そういうADSLという、私もインターネットよくわからないんですが、それで、今の状況はインターネットを使える状況、旧美里地区もなっておりますので、それでできるものと考

えております。

過疎有償運送ですけれども、陸運局に問い合わせますと、今、コミュニティバスが走っている本線というんですか、国道沿いのところと競合してというのはちょっと難しいという回答をいただいております。そういうことで、いろいろと美濃議員おっしゃるこの過疎有償運送、本当にこういうのも一つの方法ではございますけれども、いろんな形を考えて、できるだけ町民の交通手段の確保というんですか、いろいろと考えていきたいとこのように思います。

それから、災害の対応でございます。一応、警報出ますと、私たち職員が待機をいたしまして、何をしているかとかこういうことでございますけれども、建設課であれば、当然パトロールもいきますし、職員も水位等見にもまいります。この遠隔で橋の設置している県の永宝橋であるとか、小川橋は、パソコンを開きますと、水位が出るようになったございます。そういうことで、その水位の監視、あるいは妙見橋とか、広瀬橋、そういうところも観測所ということで水位を見るようになっております。ところがこの町内の水位だけ見ておりますと増水というのはやはり東部というんですか、奥の、奥のという表現はどうかなんですが、その降水量が非常に大きいことよっての河川の増水ということになります。だから、そういう雨量については、県のそういうシステムがございまして、ポイントだけですけれども、そういう雨量の監視も行っているところでございます。そういうことで早くそういう奥でたくさんの雨量が観測されて、早く増水を察知をして、避難準備情報というのが、まず避難勧告の中とか、指示とかの中に、避難準備情報等がございまして、これは避難勧告するまでのそういう避難準備情報というのを、防災行政無線で、明るいうちにというんですか、早いうちに流して、高齢者や子どもたちに、早く避難していただくという準備情報でございます。この発令等、なかなか時期的には難しいものがございまして、実際、避難勧告、一時避難情報を出すというのは、時期的には難しいんですが、いろいろとまた検証しながら、そういうことを早く町民に危険を察知していただいて、避難を早くしていただいて、人的な被害のないようには心がけたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 美濃議員の6番目の再質問でスクールバスの関係でございます。

スクールバスの委託料につきましては、運行時間、運行内容等によって、金額が違ってきております。金額につきましては、議員が指摘いただいたような金額になっております。また、実労時間につきましては、運行コースによって違いがありますが、1日当たり3時間から5時間程度になっております。拘束ということもありますが、拘束時間につきましても、あらかじめ決められた午前・午後の送迎の関係になっておりますので、そういうようなことから時間単価を考えてみますと、そんなに安いものではないという認識でございます。そのようなことで、改善等については、現在のところ考えておりませんが、今後、いろいろ運転手等との内容も聞きまして、また検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 正午過ぎていますがけれども、引き続いて、質問を終わってほしいと思うので、端的にまとめてお願いします。

13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 3回目ですので、答弁のほう、よろしくお願いします。

公契約について、いろいろとおっしゃられましたけれども、大体1万1,500円だと、先ほどから言っているように1万3,400円がベストではないということですよ。そういうふうを考えて、それよりもさらに低い金額にあるということについては、やはり問題があるのではないかと、要するに、入札というふうな制度を取っている以上、例えば、1万円がベストであったとしても、競争でそれが八十何パーセントになっているということは、八千幾らになるわけでしょ。そんな形で、実際にちょうどいいというふうな金額ではなくて、ただただ競争があるがために下がってしまうと、よく言う行き過ぎた競争になってしまうと実態から離れてしまうというそこに問題がある。それともう一つは先ほどから言っているように、予定価格がそれでも十分ではないのではないかと、先ほど言っていますが、積算されていく中で、労働者零点何人とか、そんな形でいくわけでしょ。しかし、そのところの時間的なもので、零点何人とか、5メートルあるものが3メートルの分しか単価に入っていなかったら、あとの2メートルは損しななければならないとか、そういうふうを考えていった場合に、この予定価格でさえ、十分ではないのではないかと、そういうふうになってくるのではないですか。

ですから、それよりさらに競争の原理で入札にかかるとさらに下がっていくと、予定価格がまずあって、それがきっちり出ているのならばいいとしても、人件費のどこ

ろが特に年々下がってきているという実態の中で、生活と合わない状況になってきているのではないかと、このところも見直しが必要ではないかということで、先ほどから申し上げているんですが、それと先ほど課長の最低制限価格なんですけれども、66%から85%というのは、前の基準ですよ。今、3年前に国土交通省が見直しをして、75%から90%に変えたということで、そのところの数字もやはり見直していく必要があるのではないかというふうに、当然見直しの方向でいかなければならないと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。聞いておきたいと思います。

それから、基本的には、町長も心配されている、みんな心配しているのが、今後の災害のときに業者がおらなかったらどうするのかと、雇っている人の数も1人から2人のところから29人までというふうなことで、3人から29人というけれども、3人から29人のうち3人から5人くらいのところはどれだけあるのかというふうに見ていった場合に、非常に心細い状態になっているのではないかと、昔の状態を私たちは知っていますから、大変心配な状況になっているというふうに思うんですよ。そのところで、やはり必要なところは必要として、やらなければならないのではないかということで、もう一度お伺いしたいと思います。

そして、リフォームなんですけれども、若者対策でもいろいろと修理というんですか、それも含めて1,000万円の、これは近隣にない制度なんですよね。でも、実態のところ、新築の7件が現在あると、今後まだ来る可能性もあるけれども7件だということなんですよね。それで340万円、しかし、このうち町内業者がどれだけあって、町内と町外それぞれどれだけの割合になっていますか。地の利といいますけれども、地元の業者を使わないのは、工事は実際のところ地元の方がいいんですよね。ところがローンの借りる段取りとかそんなのは町外業者のほうがはるかに世話なくやってくれるというふうなことで町外業者に、あるいはテレビ等の宣伝等で行かれる方もあると思いますけれども、そのところがありますから、単に家は建っても、町内に金は落ちない可能性が高いと。実際、今7件は町内、町外、どんな状態になっているのかお伺いしたいと思います。

6億円の事業を出しているということでございますけれども、しかし、本当に町内にたくさんいる大工や左官とかそういうふうな土木、建築業者にも仕事が回っていくということになってくるとして、その呼び水の制度というのは活用する必要があるのではないかというふうに、もう一度、それも含めてお伺いしておきたいと思います。

それから、消防署については、前向きに検討していただいているということですので、その方向でよろしくお願ひしたいのと、それから、ドクターヘリを使うことについては、先ほども言いましたが、消防署の職員か、あるいはお医者さんしか呼ぶことができないというふうになっていますよね。そういうところについてのマニュアルをつくっていくべきではないかと思いますが、特に東部地区とか、消防署に遠い地域、そういうところでのマニュアルについてはどうであるのか、もう一度お伺ひしたいと思います。

過疎有償タクシーについては、とりあえず、今回については、交通手段の確保を考えていきたいということでございますので、それについてお伺ひしたいと思います。

それから、災害の問題について、いろいろと当然やっていただけていると、なかなかそれが実際、どんなふうに動いてくれているのかももう少し表明していただけたらと思ったんですけども、今、お聞きしたら、当然パトロール等もしていたということですので、その辺について、パトロールしたものがすぐに活用できるように今後とも頑張ってもらいたいと思います。これは、もう答弁はいいです。

それから、スクールバスについても、検討いただくということでございますので、実際には本当に大変な状況だと思います。そういう立場で検討をしていただくということで、これも要望としておきます。

以上のうち、最初の部分で答弁もう一度お願いします。

○議長（加納国孝君） 同じような質問だったと思いますけれども、答弁を簡潔に、町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、公契約条例についての項目で、その予定価格イコール設計価格、これ人件費が下がっている中で、なぜ下がっているのかというふうな、見直しが必要ではないかというふうな御質問であったと思いますが、やはり、町といたしましては、そうした国、県の基準を用いて、そして、この積算を行っている、その結果、積み上げた金額が予定価格と、設計額ですね。これで業者の皆さんに公表させていただいていると、そして、先ほど申し上げました最低制限価格、これは、あくまでもそれよりも下であれば失格ですよという最低制限価格でございますので、あとは、業者の方々が適正な価格を適正入札をしていただければいいと、こういうシステムになっていますので、そのところを最低制限価格が必ずしもそれで落とさなければいけないんだという金額ではないということをお理解をいただきたいと、そうすると適正な価格、また適正な入札、また適正な

契約ということで現在行っているつもりでおりますので、一つ御理解を賜りたいと思います。

それと、次のリフォームの問題でございますが、これにつきましても、確かに美濃議員おっしゃるとおり、これをする事によって、建設に係る仕事がふえるのではないかと、こういうことでございますが、町といたしましては、いろいろとこの公共事業について、冒頭に課長から説明がありましたように、年間で土木建築業者に対しては6億円という工事を発注しているわけでございます。そんな中で、それとはまた別に、やはり補助事業として、先ほど言いましたリフォーム等々についての補助金、これについても3,500万円の予算をつけております。まだその上に、こうした小口もつけよと、こういう御指摘であったかと思うんですが、これは一つ検討課題として残していただきたいなど、といいますのは、その上に、その上にこういうふうな感じがいたしますので、十分検討していきたいと、そのように思います。

それと、次の、この消防署の問題なんですが、これは答弁要らないということでおっしゃっておられましたが、やはり、我々といたしましては、今現在、広域消防が白紙に戻りました。そんな状況の中でございますが、現状としては、地域医療として診療所を設け、そして岡地先生が常駐しております。そして、ドクターヘリ、これについては、県下一利用度が多いということで県のほうからも言われておりますが、そうした利用を兼ねながら、さらに消防としては救急パトロールということで週に1回巡回をしているということで現在取り得る状況の中で最善を尽くしているというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それと、やはり今後、これにつきましても、いろいろと模索をしながらもとの県の懸案でございました県下の一元化ということについて、県のほうでは今後とも指導をしていくと、いうことを言われておりますので、我が町としてはその指導に乗っていきたいと、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、災害発生時の対応についてですが、これはさきの議会でもいろいろ御指摘がございました。そんな中で去る11月5日に庁内各課長、そして消防長、そして副町長、私ということで全員が時間外にそろいまして、そして、反省会を持ちました。そして、確か9時過ぎまでかかったと思うんですが、いろいろ反省すべきことは多いという中で、それを反省し、そして新しい対応をどうしていこうということで、今現在、見直しを行っているところでございますので、御指摘はもう重々わかっておりますが、今後備え

て、これを礎として、対応のほうをさらに強固なものにしていきたい、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございますが、答弁漏れありますか。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） リフォームについては、町内業者、町外業者、それぞれ7件、この新築の申請があるそうですけれども、それぞれ、町内業者、町外業者、どれだけあったのかということについて、答弁がございませんでした。

それから、消防なんです、ドクターヘリを呼ぶについて、マニュアルをつくっておくべきではないかということについて、答弁がございませんでした。これをよろしくお願いします。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） すみません。答弁漏れ申しわけございません。

若者定住促進事業の申請者の中で建築の業者が町内の業者か、町外の業者かということでございます。7社のうち4社が確実にやりますということで、申請が出ております。あと3社については申請するというので、今、事務手続を進めているところでございます。4社のうち2社につきましては、町外の建設会社であったかと思えます。そのほかの業者については、申請する書類上、まだ整ってございませんので、その確認というのは、今のところできてございません。

以上です。

○議長（加納国孝君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） ドクターヘリ使用についてのマニュアル、また要請できるのがだれかといった御質問に対しての答弁をさせていただきます。

まず、マニュアルに関してでございますが、和歌山県のほうでドクターヘリの使用マニュアルといったものが作成されておまして、当消防本部利用回数が多いというふうに申しましたが、そのマニュアルに基づき、対象症例の救急事案に対して活用をさせていただいているということでございます。

また、要請できる人に関しましても、マニュアルの中に救急隊員、もしくは病院から搬送時におけるドクターといったようなことが明記されておまして、それに基づき、対応できるものというふうに理解しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加納国孝君）　　これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は14時からとします。

休 憩

（午後 0時24分）

再 開

○議長（加納国孝君）　　休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 2時00分）

○議長（加納国孝君）　　6番、向井中洋二君。

（6番 向井中洋二君 登壇）

○6番（向井中洋二君）　　それでは、私のほうから3点お伺いをいたします。

1点目、常備消防の救急体制の充実についてということで、平成20年5月に県内を5ブロックとする和歌山県消防広域化推進計画が策定されて、関係市町職員、また消防担当者による会議が行われ、広域化によって、住民サービスの向上が図られると以前の質問時に答弁がありました。しかしながら、今議会の行政報告で推進してまいりました消防の広域化につきましては、残念ながら白紙に戻ってしまいましたとあり、3年近く広域化に取り組まれた中で、どうしてこういう結果になったのか、お伺いをしたいと思います。

2点目、防災対策について。大雨や台風によって、大雨洪水注意報、さらには大雨洪水警報が発令されるとともに、河川水位情報も発信されます。当町河川では、永宝橋、小川橋の水位計で水防団待機水位とテレビ和歌山で発信され、情報を得ることができませんが、紀美野町において、水防団待機の指示連絡がおこなわれていると思いますが、水防団待機指示の判断基準が町独自にあるのかどうか、防災計画などのどこかにあるのか、また、きょう同僚議員に対する答弁の中で、町職員がパトロールを行ったとのことでしたが、花野原地区において、住民が消防職員に救助されておりますが、河川の増水危険は感じられなかったのか、合わせてお伺いをします。

3点目、過疎対策について。紀美野町が平成18年に移住交流モデル市町村に県の指定をされ、当町でも紀美野定住を支援する会を中心に定住、移住に力を入れていますが、現在の取り組みについて、お伺いをいたします。

(6番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) 向井中議員の常備消防についてという御質問について、
答弁申し上げます。

今、向井中議員がおっしゃられたとおり、東部地域の救急体制の充実につきましては、
今までも何回か御質問をいただきましたとおり、その中で消防広域化の中で検討してい
きたいと申し上げてまいりました。

先ほど、美濃議員様にも答弁させていただきましたとおり、当町と橋本市、紀の川市、
岩出市、かつらぎ町、九度山町及び高野町との消防の広域化は実現に至りませんでした
が、国から示されました消防の広域化に関する基本指針では、災害事故の複雑化及び大
規模化に伴い、多様化・高度化する消防需要に対応し、地域住民の安全・安心を確保す
るとともに、住民サービスを総合的に向上させるためには、自主的に消防の広域化を推
進する必要があるとされているところであり、向井中議員御指摘の東部地域救急体制の
充実を図れるように今後も消防の広域化の実現に向けて、県の指導を仰ぎながら取り組
んでまいりたいというふうに考えています。なお、こういった状況になった原因につき
ましましては、関係する7つの首長さんがお集まりになられた中での結果ということしか承
知しておりませんので、御了承いただきたくよろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 向井中議員の2点目、防災対策についてお答えします。

9月4日、台風12号による災害は、県下で甚大な被害をもたらしました。本町でも
床上浸水等被害が発生しました。今回の災害対応につきましては、9月2日に警報が発
令され、すぐに警戒態勢をとり、9月3日には、配備体制第1号をとりました。パト
ロール等も当然行っておりましたけれども、残念ながら、9月4日未明に大きく増水し、
多くの被害が発生しました。

さて、現在の水防計画では、水防団の非常配備発令は、水防管理者が必要と認めたと
きに行い、水防団への連絡については、消防団事務局が行うこととなっています。基準

につきましては、明確に定めることが難しく、水防計画の見直しを行っているところでございます。

現在、県河川水位観測所の水防団待機水位に達したとき、各分団に情報提供を行っています。今回の災害は、待機時間が長く、対応について多くの反省点もあり、しっかり検証を行い、今後の対応に努めたいと考えています。今後も防災、減災に努めますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 向井中議員の3番目の「きみの定住を支援する会」の取り組みと今後の対策について、お答えいたします。

向井中議員の言われるとおり、当町は平成18年に和歌山県が推進していた「わかやま田舎暮らし支援事業」のモデル町となり、地域住民等で構成された「きみの定住を支援する会」が発足しました。

平成22年4月には、特定非営利活動法人化を行っております。移住の相談から地域案内を一つの窓口で行うため、担当職員を配置し、「きみの定住を支援する会」と連携しながら進めているところです。

移住の希望者には、田舎暮らしの状況や地域行事への参加など、地域へ溶け込むことの大切さを理解してもらうことや、都会から移住された方には、特に遊びに行く田舎と生活する田舎とでは大きく違うことを説明し、この会の趣旨に同意書をもらっています。

また、移住者には、要望により、定住に向けて短期に滞在していただき、地域と交流を深めていく期間と機会を提供しているところであります。定住先である空き家として、和歌山大学が行った空き家調査結果をもとに、外観で確認した利用可能な空き家件数は、350戸を超えております。しかしながら、それぞれの事情のある場合が多く、契約に至らないことが多くあります。

また、空き家の中を見ると補修費がかさむところもあり、移住者にとって大きな負担となり断念するケースも見受けられます。

本町は、和歌山市、大阪府に比較的に近く、移住を希望する人がたくさんおられますが、定住先として使用させてもらえる空き家の数が満足していない状況にあります。

今後、対策として、地域ごとに定住についての説明会を行い、住民の理解を得ながら、

空き家を細部にわたり調査し、定住の促進に努めたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 6番、向井中君。

○6番 (向井中洋二君) 常備消防についてですけれども、消防長のほうから、首長さんの判断ということの中で、今後も消防の広域化の実現に向けて取り組んでまいりたいという町長の行政報告もあったとおり、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡、海草郡からなるブロックの組みかえも含めて、紀美野町としての広域化に向けての具体策を町長にお伺ひしたいと思います。

防災対策についてですが、水防団を迅速に待機させることにより、町民が危険にさらされる前に、やはり口頭での避難をしていただけるというような活動もできると思い、それについて、今後の対応について、水防団の管理者である町長のお考えをお伺ひしたいと思います。

また、過疎対策であります。以前にも質問させていただいたときに、答弁で空き家のデータ化を行っていききたいと、そういう形の中でお聞きしました。その中で、現在、お借りできる空き家の数、住めるというかそのまま入れる空き家の数と移住を希望されて待機されている家族数をどの程度おられるのか、お伺ひをしたいと思います。

○議長 (加納国孝君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 向井中議員の再質問にお答えをいたします。

冒頭、消防長のほうから答弁をさせていただきましたように、実は、この11月に首長会がございまして、そして、この首長会において、実は那賀消防の中で、何ていうのか、私たちもキツネにつままれたような状況がございました。

といいますのは、今まで、平成20年5月からいろいろと県のほうでそうした基本計画を作成し、そして、普及啓発を図ってきた。そして、この和歌山県内においても紀北地区のみ、いっぺんやろうという那賀消防、伊都消防、そして高野町、そして紀美野町、それと橋本市ですね。このブロックにおいて、現在まで平成20年5月から進めてきたと、そんな中で、実は、その那賀消防において、連絡不行き届きか、意思の統一が図られてなかったのか、そこらで、県下統一、一元化でなければ、広域化をしても意味がないと、だから、今後県下で一元化されるのであれば、県の指導に基づいて、もう一度一

からやり直しをする。こんな話の中で、実は白紙に戻ったということで、実は私らもそのときは怒りました。この2年間何してきたんだと。2階上がって、はしごを外したんかというふうな話までさせていただいたんですが、しかしながら、県も中に入り、そして、もう一度一からやり直そうではないかと、そして、県も指導力を発揮して、これからまたやっていくからと、こういうお話でございましたので、この紀美野町としては、今後県の指導に従って、もう一度やっていこうと、前向きに進んでいこうと、こうした結論を出させていただいたところでございます。そんな中でございますので、一たんはやはり白紙に戻すということで、再出発をしていかなければならない。そのように考えているところでございまして、先ほど向井中議員が申されました組みかえというふうなことは、今現在では考えておりません。

広域化の中では、いろいろと下準備もしていたんですが、広域化が消えてしまいましたので、また一からということで頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、この過疎対策についてですが、これにつきましては、この解釈の違いというか、そこらをちょっと御理解をいただきたいんですが、まず、「定住を支援する会」、というのは、あくまでも定住を目的とした会です。したがって、先ほど申されました山村留学、それとはちょっと意味合いが違ってきますので、これを何とか一つにしようということで、私は、のぞみ会のほうへ声をかけて、一元化を図るべく話し合いをしていただいたんですが、何か決別したという話は聞いています。そんな中でございますが、やはりこれからは、そうした両者とも、空き家云々を探し、そしてまた、これを利用すべくお互いに協力していったらいいのではないかなというふうに思っています。ただ、そうした基本的な目的が違うということだけ御理解をいただきたいと、そのように思います。

以上です。あとは課長から答弁させていただきます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 向井中議員の2点目の水防団が迅速に待機することが非常に大切ということで、いわゆる消防団、水防団の方々にいろいろと御苦勞をお願いしているところでございます。そういうことで、迅速に動いていただくため、先ほども申しましたけれども、水防体制というんですか、そういう水防計画の見直しも行って、早くそういう機動的に動いていただけるようなそういうことを目指したいと思います。

そういうことで、ただ、基準というのは非常に気象のことでございますので、マニュアル的に水防団待機水位が超えたらとか、なかなかその辺がちょっと定めにくいところもございまして、やはり、台風が来ているとか、いろんな気象の情報を勘案した上で、いろんな発令というんですか、また避難勧告等もやっていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 産業課長、岩田君。

産業課長（岩田貞二君） 向井中議員の空き家と待機の状況についてということでしたので、お答えいたします。

空き家は、先ほど申しましたが、350戸、全体では738戸あるんですが、実際使えるのは350余りです。それを、どのくらい余っていると言われると、1戸1戸借り主と貸し主があって、話し合いをするという形をやっておりますので、どのくらいあいているという数は、ちょっと申し上げにくい状態です。

待機の状況です。今、お急ぎの方が7組ございます。時期を見てとか、ゆっくりとかという方が8組おられます。全体で15組、人数にして33名が現在、待機状態という形です。

以上です。

○議長（加納国孝君） 6番、向井中洋二君。

○6番（向井中洋二君） 広域化のことは、広域化が大きくなればなるほど問題も大きくなって時間もかかってくると思うんです。その中で、職員の配置など考えて、消防署の人員をふやして、紀美野町単独で行うというのも方策の一つと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、過疎対策ですが、空き家もなかなか借り主と貸し主というので、なかなかうまくいかない点があると思うんですよ。その中で定住を、それによって断念していただくようなことがないように、町独自の住宅の建設というのも、これも方策の一つとして、あると思いますが、町営住宅ということの中で、力を入れていくようなお考えはないのか、お伺いを最後にさせていただきます。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の再々質問にお答えをいたします。

この常備消防の分署でございますが、紀美野町単独でする意思はないのかということ

でございますが、とてもこれは財政的には持ちません。この厳しい財政状況の中で、仮につくるとして、分署を建て、建設するのに1億円かかったと、この1億円というのは、一時的な1億円です。しかしながら、これを毎年ずっと維持していかないと。ランニングコストですね。これが非常に設置したときに3名体制ないし4名体制で3班となりますと12名、そこへ休暇等々の職員を入れますと13名ないし14名と、その職員1人当たり600万円と仮にしたときに、どれだけ人件費だけでも要るか、そこへそうした維持費も要ってくる。とても紀美野町の財政、単独でそこへ設置するというのは、非常に難しい、そうした面がありますので、現在のところはそれは考えておりません。ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、過疎対策についての定住施策の中へ、住宅を建設してはどうかということでございますが、これにつきましては、町営住宅といたしますと、これは一般公募をするのが、建て前です。町民であり、また町民でなくても、そうした所得基準さえクリアできれば、だれでも申し込めるとというのが町営住宅の目的であろうと思います。したがって、その定住者だけを入れるというのは、これも非常にまた難しい面があるということでございますので、現在のところはそれも考えていないということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） これで、向井中洋二君の一般質問を終わります。

続いて、7番、上北よしえ君。

（7番 上北よしえ君 登壇）

○7番（上北よしえ君） 防災訓練について、また、防災教育について、先ほどから防災について他の議員からも質問がありましたが、私も2点お伺いさせていただきます。

東南海、南海地震も近い将来発生するのであると言われて中、いろいろな防災訓練が実施されていますが、防災の意識を高め、避難生活がどのようなもので何が必要かわかるように、災害を想定し、地域の住民が避難所となる体育館、集会所等に泊まり込んで避難生活を体験する防災訓練を行ってみてはどうでしょうか。答弁願います。

また、防災教育について、東日本大震災に釜石の中学校の防災教育のおかげで犠牲者がなく防災教育の重要性を認識させられました。本町の防災教育についてお伺いします。

以上2点、よろしく願いいたします。

(7番 上北よしえ君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 上北議員の1点目、防災訓練についてお答えします。

3月11日に東日本大震災が発生し、甚大な被害が出ました。多くの方々が避難所生活を強いられました。東南海、南海地震も近い将来発生すると言われています。災害に備えてさまざまな取り組みが必要ですが、防災訓練は特に重要な取り組みです。各地区の自主防災組織に訓練実施の依頼をしているところです。

現在の訓練は、起震車による体験や消火器の使用訓練等が主なものです。炊き出し訓練も実施されていますが、一カ所のみです。

議員御指摘の体育館や集会所等に泊まり込んでの避難訓練も非常に重要と考えます。実施方法等を検討し、自主防災組織に提示し、取り組みについて啓発してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 上北議員の2番目の質問、防災教育について、お答えします。

紀美野町の小・中学校では、学校ごとに防災計画を策定し、地震や火災などの災害が発生したと仮定した避難訓練等を年数回行っております。

地震対応につきましては、地震対応マニュアルを策定し、教職員・保護者・児童生徒に周知をしています。学校での予防措置として、建物及び諸施設の点検を行い、付随する工作物の倒壊、落下危険物の有無の確認、また教室等の戸棚、ロッカー等の転倒防止対策を行い、避難路の確保を行うことになっております。

避難行動は地震発生時、学級担任が直ちに出入り口を明け、避難路の確保を行い、同時に児童を机の下に入らせるとともに、座布団等で防護措置を取らせます。揺れが収まり、安全を確認してから、あらかじめ計画されています避難経路に従って、避難場所まで誘導を行うことになっております。

避難につきましては、児童・生徒の安全確認が優先されます。また、一次避難場所としてはどの学校も運動場になっております。その後、二次避難といたしまして、保護者

への連絡引き渡しということになっております。

防災教育では、防災計画に基づき指導を行っております。学級担任には火災及び地震等の災害時における任務及び責任について指導を行い、児童には火災及び地震等による災害の基礎知識について、地震のメカニズム、煙及びガス等の危険性、火災予防の基礎知識、避難方法及び避難訓練の重要性、また、学校周辺の地理的条件等について指導を行っております。

そのほか訓練以外では防災学習を実施したり、防災関連施設の見学に行ったりするなど、常に防災意識の向上を図っております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 7番、上北よしえ君。

○7番 (上北よしえ君) 先ほども町長から答弁がございましたが、まず、避難所へ避難をしていただくということが優先ということでしたので、避難所での生活がどのようなものであるかを学んでいただき、いざというときに役立っていただきたいと思っておりますので、ぜひとも、検討して終わるだけではなく、ぜひ、実施していただきたいと思っております。

そして、2点目の防災教育についてですが、孤立する集落のところにも学校などがあると思いますが、その住民への提言とかがどのようなことがまとめられておりますか。

○議長 (加納国孝君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 上北議員の再質問にお答えをいたします。

今、大変厳しい言葉があったんですが、検討だけではなしに実施をしてほしいという話でございます。これにつきましては、地元の自主防災組織の方々と一定協議をしながら、実施に向けて、前向きに進めていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思っておりますし、合わせて、自主防災組織の方々の御協力がいただけるように、また、議員からもひとつお言葉をかけていただけたらというふうに思います。そんな中で、いろいろと進めてまいりたいなというふうに考えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長 (中尾隆司君) 上北議員の再質問でございます。

学校の状況で、孤立とかそういうような状況設定でどのような対応になるかということだと思えるんですけども、まず、先ほども説明いたしましたように、児童・生徒の安全確認、安全の部分が優先されますので、とりあえず避難所というんですか、学校であれば運動場とかへ避難ということになります。それで、孤立という状況の想定かなと思えるんですけども、とりあえず、情報収集というのがまず最初の段階になって、学校の状況がどのような形でおかれているかということのいち早く確認をするとともに、そういうような場合については、災害対策本部的な中で、総合的に対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（加納国孝君） 7番、上北君。

○7番（上北よしえ君） これは、答弁結構ですけども、学校や地域の実態に応じた防災対策、防災教育を一層推進していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（加納国孝君） これで、上北よしえ君の一般質問を終わります。

続いて、9番、仲尾元雄君。

（9番 仲尾元雄君 登壇）

○9番（仲尾元雄君） それでは、3点ばかりお伺いいたします。

まず第1点、紀美野町スポーツ公園の整備について、お伺いいたします。

ことしの夏だったと思うんですけども、希望ヶ丘のスポーツ公園で、希望ヶ丘団地のほうから入る通路のところで階段がございまして、砂利石の階段であったと、子供たちがその石をボンボンボンボン投げて遊んで、希望ヶ丘の皆さんに大変迷惑をかける。毎日掃除をする中、子供だけで石を投げると、そこら石ころだらけになってしまうということがございましたので、教育委員会にお願いいたしまして、その石を固めていただいて、改善をしていただいて、希望ヶ丘でボランティア活動で、掃除をしてくださっている皆さんに大変喜んでいただきました。そんな関係で、紀美野町スポーツ公園の整備について、サッカーをされている皆さん、また、テニスをしにくる皆さん、また、地元希望ヶ丘団地の皆さんの御要望が、ここへ書いているように、7つもありましたので、一般質問をさせていただいて、町の考えをお伺いしたいと思えます。

まず一つ目、グラウンド南側の道路側溝の溝ぶたがないので、車輪を落とす車が多いと聞きます。以前は溝がなかったそうで、ふたが必要と考えますがいかがですか。

2点目、駐車場が狭いように思います。国体開催までにどこかに場所が限られていると思いますが、あと1カ所、駐車場を確保できないものか。

3点目、入り口北側の山の松の木が、松くい虫の被害で立ち枯れとなっていますが、綺麗な公園の景観保持のために将来を見据えてこの山を整備できないものか。

4番、テニスコート東側の山に登って遊んでいる子供がいるが、危険ですので危険な箇所に垣をして進入できないようにされてはどうか。選手についてこられた小さい子供たちがそこへ登って遊んでいるようであります。

5番、サッカー場兼ホッケー場の地面がまた沈下してきていますが、以前のように簡単に補修できるのか、お伺いします。

6番目、グラウンド南側の芝生等が植えられているところに散水栓が設置されているが、ホースが接続できないようですので、どうなっているのか、また、改善してはどうかお伺いします。

7番、この公園の南側のほうに桜並木があります。しかし、今、桜の木が病気になっているのか、大変元気がないようであります。先日、桜守の佐野藤右衛門先生のお話によると、桜の木というのは間隔が10メートルぐらいいないと元気が悪くなるということでございます。桜並木の間隔を10メートルぐらいになるように間引きしてはどうか。これ、今、質問させていただくのは、紀美野町のスポーツ公園がほかの県から見え方々にほめていただきたいから質問させていただきます。

続きまして、ニューかしこ池団地の道を町道にしてはどうか。

ニューかしこ池団地の道路は、まだ町道になっていないが、幅員も旧かしこ池団地内町道よりも1メートルも広く、袋小路でもない立派な道路であります。20軒もの住民が生活している道路であります。宅地造成業者も寄附により提供の意志があるそうですので、町道に昇格しても問題はないと考えますが、すぐに町道にできないものか、お伺いします。

3点目、紀美野町の将来について。町内年間200人の人口の減少、高齢化率37.1%でますます加速する過疎化、起債残高が100億円を超え、農林業、地場産業の衰退による仕事場の減少の現状の中で、大変難題でございますが、町財政政策や町活性化対策についての取り組みと将来の展望をお伺いします。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (加納国孝君)

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 私のほうから、仲尾議員の1問目の紀美野町スポーツ公園の整備についての①と2問目のニューかしこ池団地の道を町道にしてはについて、お答えを申し上げます。

紀美野町スポーツ公園人工芝グラウンド南側の道路は、平成20年度に旧若者広場を整備して、現在の多目的運動広場や多目的人工芝グラウンドほか、管理塔や駐車場の整備を行ったものであります。

議員が言われる、以前は溝がなかったそうですとのことですが、以前、若者広場のときは、道路から駐車場がすぐに接続されており、間に溝がなかったものであります。現在は、人工芝グラウンドとなっており、道路との間に幅18センチの排水溝が設けられたものであります。

議員の言われるふたが必要と考えますとのことですが、この道の道路や道路の前後を調査をしましたが、道路幅員が6.1メートルで、直線区間であり、一般道路としては、車両の通行には十分な余裕があり、溝幅は30センチがありますが、溝ふたは設置されておりません。議員が言われている区間におきましては、特に、溝幅が18センチであり、ふたをすれば溝の清掃や管理に不便を来すこととなりますので、現在では溝ふたの設置は、考えておりません。

以上でございます。

2問目です。2問目のニューかしこ池団地の道を町道にしてはどうかですが、町道の認定につきましては、現在、用地の無償提供の寄附等により、町道としての機能と整備された道路であれば、道路法第8条の規定による議会の議決により、町道として認定をされています。

議員が言われているニューかしこ池団地の道路敷地ですが、宅地造成業者やそれ以外の道路敷地地権者も寄附により、提供の意思があるとのことであれば、地区の自治会長さんや地域の住民の同意のもとで、要望をしていただければ、町としては、現場を調査して、町道としての機能、また、道路の整備状況等や道路面積・平面図・道路内に埋設されている下水管等の図面など、これから道路を管理する上で必要な図面と所有権移転登記に必要な書類等の提出が確認できれば、寄附をしていただき、その後において、町道として認定をしていただくこととなります。

以上、簡単ですが答弁とします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

○生涯学習課長 (新田千世君) 仲尾議員の紀美野町スポーツ公園の整備についての第1点目、②から⑦番まで答弁申し上げます。

まず、②の国体開催に向けて駐車場の確保ということですが、平成27年開催の紀の国わかやま国体において、本町はホッケー競技のメイン会場になる予定でございます。決定いたしますと、開催に向けていろいろ取り組んでいかなければなりません。

仲尾議員御指摘の駐車場に関しましては、既存の施設を有効に活用しながら開催できるように計画・検討していきたいと思っております。なお、国体開催には多くの方のお力が必要になってまいります。今後、開催に向けて議員皆様方の御協力をちょうだいしなければならぬこともあると思っておりますので、その折にはどうぞよろしくお願いいたします。

③松くい虫による枯れ松整理と景観保持につきましては、これも、国体開催も視野に入れまして、今後、関係課と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

④テニスコート東側の山際への垣の設置についてでございますが、テニスコートの東側の山林は私有林であるため、進入を防ぐ垣を設置することには無理がございます。しかしながら、危険を周知することが必要と思っておりますので、立て看板等で対応すべく、作成作業を行っているところでございます。どうぞ、御理解よろしくお願いたします。

⑤人工芝グラウンドの地盤沈下補修につきましては、さきの台風12号の豪雨のあと地盤沈下がわかりましたので、12月補正、その他公共施設・公用施設災害復旧費に651万円を予算計上させていただいております。御可決いただければ、これによりまして補修できるものと思っております。

⑥散水栓のホース接続について。スポーツ公園を管理していただいている方に確認いたしまして、使用可能になるよう対処を進めておりますので御報告いたします。

⑦桜の間引きにつきましては。スポーツ公園の整備工事の折、桜の根や枝を切ったと聞いてございます。桜は根や枝を切るによりまして、木全体が衰弱すると聞いておりますが、現時点においては開花時には美しい花を楽しめる状況です。ですから現状のまま様子を見てまいりたいと思っておりますので御理解よろしくお願いたします。

以上で、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) それでは、仲尾議員の第3番目の紀美野町の将来について、答弁させていただきます。

まず、町財政政策につきましてでございます。ますます厳しくなる町財政運営のため、現在、事務事業評価等により事業の優先度や予算枠を決定する事業の進行管理を行う新たな体制づくりを進めています。また、集中改革プランや職員の定員適正化計画を実施することで、財政の見直し、効率的な行政運営、人事行政の見直し、また、公共施設の統廃合、業務委託及び指定管理者制度の推進等について、積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、公共財産につきましても、売却や貸し出しも含めたスリム化を図っていくこととしております。また、御質問の中で御指摘のあった起債残高につきましては、これら改革を進める中で、平成19年度末残高が約125億円でしたが、それ以来、毎年、繰り上げ償還を実施し、平成22年度末残高約113億円と3年間で12億円減少させることができました。これにより、将来負担比率も平成19年度22.9%から平成22年度14.3.2%と85.8%と着実に改善が進んでいるということで御理解を賜りたいと思います。

次に、町活性対策についてでございますが、少子高齢化による急激な過疎化が進む紀美野町にとって、町が実施する道路等の住環境整備に始まり、子育て支援事業、また、高齢者福祉対策、農林水産業や商工業対策、移住定住対策、雇用対策等すべての事業が町活性対策につながるものだと考えてございます。現在、第1次長期総合計画の前期基本計画が平成23年度をもって満了年度となるため、次期の平成24年度から5年間の後期基本計画を策定中であります。

また、その中でも、町と住民との協働によるまちづくりについても重要な計画として策定を進めているところでございます。本年度の住民主体の新しい事業として、現在、真国地区で、地域の住民が、地域の問題を解決するため、真国地区過疎集落再生活活性化支援事業を計画し、本年度から計画をしています。その内容については、真国地区住民による遊休農地の活用や農産物の生産販売、また、使われなくなったJAの施設を活用

した演劇場・レストラン運営など、地域の活性化を促進する事業で、今までにはなかった事業として始まってございます。事業開始3年間は、運営の体制づくりのための県の補助はあるものの、それ以降は自力による運営を図っていくというものです。町も一生懸命応援をさせていただいているところでもあります。小川地区においても、小川の郷づくりの会が発足していることもあり、これら地区の取り組みが起爆剤となって、町内各地区で、同じような取り組みを期待するものであります。

以上、紀美野町の将来についての答弁とさせていただきます。

(企画管材課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(加納国孝君) 9番、仲尾君。

○9番(仲尾元雄君) 紀美野町スポーツ公園の整備については、いろいろと改善していただけるようでございますが、先般野上小学校のマラソン大会がこの前ございました。そのときに、たった野上小学校の父兄が集まるだけでも、駐車場はいっぱい、ずっと北側から南側の道、希望ヶ丘の方々が通る道、結構広いんですけども、片一方駐車をしておりまして。ですから、駐車場に使わないでくださいと言にくいと思うわけです。やはり広い道がありますと駐車をして、見にくくということもありますので、一番最初に質問いたしましたグラウンドの南側の道路の側溝、長くいらぬんです。サッカーのするところの南側だけでもいいですから、していただきたい。よく車を落としたりして、押さなければならぬことが多いらしいです。それが、考えていないということだったので、できたら考えていただきたいと思います。

それと、紀美野町の将来についてとも関連あるわけなんですけれども、役場は紀美野町をどこへ持っていかうかと、農業立町というようなこともいかないし、工業立町としてもなかなか成り立たないと、したがって、僕は紀美野町は観光立町、県も言うようにそういうところから気をつけていったらいいのではないかなと思っているところなんですけれども、町はなかなかそういう宣言はしておりませんと、観光に力を入れますとはいっておりませんという意見らしいですけれども、やはり、この上のふれあい公園なんか、近畿とか四国の方が来られたときに、非常に近畿でも一番、西日本で一番のパークゴルフ場があって、私たちがそこへ来るのが楽しみだというおほめの言葉をいただいたときに、徳島県、兵庫県、大阪府、奈良県の方々が必ず毎日顔を出していただけるぐらい紀美野町のパークゴルフ場の整備がいいので、また、景観がいいので寄ってくると、テニスコートもあるし、サッカーもできるし、野球もできる紀美野町スポーツ

公園がより景観がよくなれば、紀美野町へ行きたいというサッカーを愛する人とか、また、野球をする人、また、テニスをする人、また、それをしなくても裏の山がきれいになれば、来ていただけるのではないかと期待しているところでございます。

したがって、総合的に考えていただくとありがたい。それと、紀美野町の将来についてですけれども、先ほどから僕はグラウンド直せとか、だれかが言っておられましたけれども、有償タクシー、ふれあい号、それから消防署の分署、リフォームの助成、それから公共事業の値段を上げよとか、介護保険の充実をと、金の要る話ばかりでなかなか起債残高も減りにくい、先ほど、御答弁をいただいた中に3年で12億円も減らしていただいた。しかし、12億円減ったなと喜んでいたら、これちょっとおかしいなということになりまして、毎年200人が減っていると、1人100万円負担しなくてはいけない方が200人減っているということは、1年間で2億円、3年間で6億円返せと言っても亡くなっているわけです。したがって12億円減っても、6億円減ったのと余り変わらないと、これから、ますます少子高齢化で、過疎化が進んでいくので、さらに今12億円減らしていただいて、ありがたいことなんです、まださらにそういう町財政のほう頑張ってください、皆々聞いてほしいけれども、残高も減らしていただきたい、このように矛盾したことをお願いしたいわけでございます。

それと、かしこ池団地の道のことなんですけれども、これは、今、答弁いただきましたように自治会のほうで要望書、または、そういう寄附の願いとか、そういうのを持てきますので、早急にやっていただけたらありがたいな、と申し上げますのは、紀美野町を支えるなかなか立派な方々が生活しておられまして、役場の職員も4人もおられまして、また、消防署、あるいはまた郵便局長を初め、なかなか皆さん活躍しておられる方もいると、美里の山奥の奥のほうへ道をつけて、何軒かのところへ何億円もかけて道をつけることを思ったら、20人の家があるところの道を町道にさせていただいて、皆に喜んでいただくというのも、一つの考えかと思しますので、よろしく願いをしたいと、整えていきますので、どうかよろしく願いをしたいとこのように考えております。

答弁をしていただくのは、紀美野町のこれから観光に力を入れていただけるのかということと、それとそういうスポーツ公園、教育委員会はいろいろそこで行事をするものに力をいると思うんです。したがって、町長がそういう総合的な公園の美観とか、皆にほかの町から尊敬されるような美しいまちづくりのために頑張ってくださいのかというような答弁をいただけたらありがたいと思います。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 仲尾議員の再質問にお答えをいたします。

本当にいい提言をいただきました。先ほど、企画管財課長のほうからも御説明申し上げましたように、合併した当時、2町で138億円の起債がございました。それが、現在では、先ほども申し上げましたように平成22年度で113億円と、平成23年度でまた減っています。そうしたことで、これでいきますと約25億円ほど減らしています。5年間かかっていますけどね。そんな中で、健全財政のほうへ持っていきたいということと、それと、先ほど仲尾議員が申されたことで、ちょっと気にかかったことがあったんですが、奥地ばかり道つけて、入り口何とかしてくれないかと、これは、暴言ではないかと思えます。と申しますのは、やはり、この紀美野町は一つでございまして、多くの地域の皆さん方にもやはり文化的な生活をしていただかないといけないということで、道をつけさせていただいております。そうしたことをひとつ御理解をいただいて、そして、先ほど建設課長が申しましたように、町道に認定するためには、地元のほうから寄附をしていただいて、そして、整備をされた上で、町道に引き取っていくと、こうした手続を踏んでいただいたら、それについては解決するのではないかと思えます。

それと、先ほどに話戻りますが、健全財政を整えつつ、一つ先ほど提言のございました観光立町の宣言ということでございますが、なるほど私も自然を残して、そして、観光のほうに力を入れていきたいというふうには当初から申し上げております。そんな中でございますので、この今バイパス道路をつけておりますが、国道370号、今の予定では現在工事をしている箇所については、平成25年度中に完成を目指して、今、国のほう、また、県のほうでは努力をしていただいているところでございますので、そうしたことを見越しながら、やはり観光地にふさわしい道路、そうしたものを確保しながら、また、観光施設の整備、そして、観光立町宣言とか、そうしたことで、次の段階へ持っていきたいと思えますので、その節はひとつよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。と思えます。

○議長（加納国孝君） 9番、仲尾君。

○9番（仲尾元雄君） 御答弁ありがとうございました。田舎のほうの道より、町の道のほうが大事かという、先ほど私が質問いたしましたけれども、これは、訂正をしておわびいたします。どうもすみませんでした。田舎のほうも、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（加納国孝君）　　これで、仲尾元雄君の一般質問を終わります。

続いて、5番、北道勝彦君。

（5番 北道勝彦君 登壇）

○5番（北道勝彦君）　　1. 町民の失業対策について。厳しい経済状況の中、町民の失業者を多く感じます。シルバー等の対策が取られていますが、町において、今後どのような対策を取られようとしているのか、質問します。

2. 若者定住について。現在も保育所や小中学校における子どもの減少が続いています。町や地域の存続にかかわる重要な問題です。若者定住について、今後問題解決にどのように取り組もうとしているのか、質問します。

3. 下神野か上神野に診療所設置について。旧美里の下神野の市場に3軒の医院がありましたが、現在は1軒で、週3日の診療です。夜間や往診もなく困っています。高齢者が多く住んでおり、交通機関にも恵まれていません。また、上神野地区と真国地区間のトンネル開通により、真国地区を含めた地域医療を守るため、診療所が必要だと思えます。町として、住民の命を守る問題解決に対し、質問します。

（5番 北道勝彦君 降壇）

○議長（加納国孝君）　　産業課長、岩田君。

（産業課長 岩田貞二君 登壇）

○産業課長（岩田貞二君）　　北道議員の1番目の町民の失業対策について、お答えいたします。

シルバー人材センターは、平成23年8月現在で143名の登録者があり、契約状況も増加傾向にあります。

就労は、ローテーションを組んで、登録者の全員が就労できるよう配慮している状況であります。

町施設であります生石高原、ふれあい公園の管理、除草、剪定の作業も町内の人材にて管理運営しております。

また、産業課の受付カウンターには、ハローワークの求人情報が閲覧できるように設置しております。月に2回発行され、約60件程度の求人広告が出ております。

また、建設工事や役場で使用する事務用品、燃料、除草、車検等を町内業者を指名、もしくは、町内の店舗で購入し、商工業の活性化を図りながら、間接的にも雇用を生み出しているものと考えております。

今後も引き続き、役場の施設の管理及び役場が購入する物品等は、できるだけ町内で調達してまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長（増谷守哉君） それでは、北道議員の第2問目の若者定住について、答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、町内の保育所と小中学校の児童数の減少が続いております。平成18年の町合併から5年後の現在まで、保育所にあつては全体でマイナス28%に当たる68人が減少し、小中学校にあつては全体でマイナス18%に当たる136人が減少をしています。また一方、町全体の人口につきましても5年間でマイナス10%に当たる1,224名が減少することとなっております。この人口減少の内訳は、その4割が40歳以下の若い年代層の町外への転出による社会的な減少と、また、残り6割が若者の町外流出と出生率の低下に伴って、生まれる子供より亡くられる方が多いという自然的な減少によるものでございます。本町においては、もう既に顕著な高齢社会が到来し、少子化が進む過疎の地域構造のもとにあります。今後においても人口の減少は避けられない状況が見通されますが、このような人口減少に歯どめをかけるということは非常に難しいことであると考えてございます。

こうした状況下ではありますが、住み続けたい人が住み続けられる、また、町外からの移住を促進していくための、定住促進のさまざまな分野での対策を継続的に積み上げ、減少幅を抑制・縮小していかなければならないと考えております。いかにして紀美野町にだれもが、特に若い年代層の方々が、安心して住んでいただけるようなまちづくりを行うかということが非常に重要なことであると考えてございます。

このため、道路・水道・通信等、住環境整備に始まり、子育ての支援対策、また、高齢者福祉対策、農林水産業・商工業対策、移住定住対策、雇用促進対策等、すなわち住民の生活にかかわるすべてのまちづくり事業が、若者定住対策にとって重要であると考えてございます。

現在、第1次長期総合計画の平成24年度から5年間の後期基本計画を策定中ではありますが、御質問での若者定住対策についても、基本的には後期基本計画の施策を忠実に

実施、展開していくことが問題解決につながっていくものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 私のほうから、北道議員の3番目の御質問でございませ
す下神野か上神野に診療所を設置してはどうかというお尋ねに対しましてのお答えを申
し上げます。

現在、紀美野町には、野上厚生病院を含めまして、医療機関が10施設ございます。
うち歯科が3施設となっております。医科では神野市場地区に1施設、吉野地区に1施
設、下佐々地区に2施設、動木地区に1施設、小畑地区に1施設と厚生病院がございま
す。これに加えまして、6カ所の国民健康保険直営診療施設がございまして、地域医療
の確保に努めているところでございます。

それぞれの診療所の名称につきましては、長谷毛原診療所、国吉診療所、真国診療所、
細野診療所、志賀野診療所、小川診療所の6診療所でございます。診療日数につきまし
ては、長谷毛原診療所、国吉診療所につきましては、専属の医師1名、看護師2名で週
3回ずつの診療をしております。

また、他の4診療所につきましては、野上厚生病院から、医師1名、看護師1名、薬
剤師1名を派遣していただきまして、週1回の診療をしているところでございます。

これら6診療所につきましては、国保直営診療所として、国の補助を受けて運営をし
ておりますが、国の補助を受けるためには幾つかの補助要件をクリアしなければなりま
せん。その補助要件の一つとして、開設しようとする診療所を中心に半径4キロメート
ル以内の地域に医療機関がないことという要件がございまして、議員御提案の下神野地
区につきましては、この半径4キロメートル圏内には、小馬場医院を含む4診療施設が
存在しておりますので、仮にこの地区に診療所を設置する場合、施設の整備から、医療
機器の導入、人件費に至るまで、すべてを町単独費用で賄わねばなりません。特に議員
御提案にございます夜間の往診までとなりますと、専従の医師を配置しなければならず、
大きな財政支出が伴う事業となりますので、現時点においては、厳しい町財政の中で、
慎重に検討を要する事案であると考えております。

確かに、本地域におきましては、以前は3カ所の医療機関があったと聞いてございま

す。そのうち2医院については、既に廃業され、現在は1医院だけとなり、議員の御提案、御懸念につきましては、私どもも理解できるものでございますが、現在、神野市場には小馬場医院があり、地域医療に御活躍していただいている現状の中、本地域に新たな診療所を新設することにつきましては、大変難しいことと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 5番、北道君。

○5番 (北道勝彦君) 1. 町民の失業対策について。失業対策には、企業誘致が必要と思います。町としての取り組みについて、質問します。

2. 若者定住について。他の市町村においては、若者定住対策として、結婚祝い金、出産祝い金、新築祝い金、リフォーム助成金の支給制度を導入しているところがあると聞きます。町の考えについて、質問します。

3. 下神野、上神野の診療所設置について。これ、三、四キロと言ったけれども、住民からの依頼があって、僕は質問させてもらっているんです。それで、何とかつくってあげられたら、つくってあげてほしいんだけど。

○議長 (加納国孝君) 住民課長、牛居君。

○住民課長 (牛居秀行君) 北道議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども、御説明を申し上げましたように、診療所を開設するためには、相当な金額が必要となりますので、補助金なしに事業を進めるということは、現在大変厳しい町財政下におきましては、大変難しいこととお答えせざるを得ないと思います。

先ほども、御説明申し上げましたように、補助金を受けようと思えば、半径4キロメートル圏内に他の医療機関がないものとされておりまして、現在、国吉診療所がございまして、国吉診療所を中心として、半径4キロメートル圏内としますと、おおむね上神野地区の鎌滝地区まで圏内となってございます。また、神野市場を中心として、半径4キロメートル圏内といたしますと、下佐々地区ぐらゐまでが圏内となり、先ほども御説明申し上げましたけれども、現時点においては、4施設の医療機関がございまして、とりわけ、神野市場につきましては、現在、小馬場医院もあり、地域医療に御活躍をいただいているところでございます。この地域で御活躍されております開業医の皆様のことを考えますと、新たな診療所の開設というのは、現時点においては、大変、困難なものと思われまますので、再度の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町民の失業対策についての企業誘致が必要でないかと、これは、だれしもわかっていることではございますが、こうした中山間地域でございます。非常にこれが難しい。そんな現状の中で、今、消防でさえ広域と言われております。そんな中で、やはり、もっと町内のみを視野に入れるのではなくて、広域的な中、海南市、和歌山市、そして、紀の川市、また、橋本市もでございます。ここから、約1時間の通勤圏を見ますと、関西空港をまだ越えて、堺あたりまでいくのではないかと、そうした通勤圏の中で、就職活動、雇用対策、こうしたものについて、ひとつ考えていただければというふうに考えているところでございます。やはり、中山間地域におきましては、今、紀美野町は福祉施設等々の雇用対策はできておりますが、それ以外については、工業団地において、11社ほどあります。それ以外には、非常に難しいのではないかとというふうに考えております。

とにかく、この道路整備をし、そして、まちづくりをしていく中で、やはりそうしたことも対応してまいりたい、そのように考えているところでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それから、この若者定住について、リフォームも入れたらどうだということではございますが、御承知のとおり、このリフォームについては、もう入れております。それは、美濃議員のときにも、答弁させていただきましたが、40歳未満の方で、350万円以上の新設、または、増改築とこれについては、町のほうから補助をするというふうな制度も取り入れております。

それから、もう一つは、実は婚活事業、これにもやはり取り組んでおります。ことしも、婚活事業取り組みまして、町内に居住されている方か、もしくは町内へ働きに来られている男子の方が50名、そして、町内、町外を問わず50名の女子の皆さん方が御応募いただいて、そして、婚活事業をやりました。そして、ことしは4組のペアが誕生したと、そして、過去を見ますと、2組のペアが結婚をし、また、これから結婚しようというふうな状況にあります。そうした面から、やはり、定住対策も含めて、対応しておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○5番（北道勝彦君） ちょっと答弁漏れ。出産祝い金とか結婚祝い金とか、新築祝い金という、そんなのはどうなっている。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 答弁漏れがあったようでございますが、現在のところは、そうした一時的な祝い金については、考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 5番、北道勝彦君。

○5番（北道勝彦君） 町長に答弁いただきましたが、1. 町民の失業対策について。企業誘致には、土地を無償にしたり、また、税金を何年間か免除したり、いろんなやり方があると思います。ぜひ町として、来てくれる来てくれないにかかわらず、一応対応をしていただいて、頑張っていただきたいと思います。

2番、若者定住について。現在、町の人口は、年間200人から減り、幼稚園や小中学校は休校や複式になるところが多く、このままでは、地域や町の存続も危ぶまれます。町として、精いっぱいのことを行っていただきたい。

3. 下神野か上神野に診療所設置について。できないということだけれども、何とか、4キロ以内だけれども、人口が多いので、していただけたらありがたいなと思います。住民の要望ですので、よろしくお願いします。

これで、質問を終わります。

○議長（加納国孝君） これで、北道勝彦君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

15時35分とします。

休 憩

（午後 3時23分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時37分）

◎日程第 2 議案第40号 平成22年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 3 議案第41号 平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

◎日程第 4 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について

○議長（加納国孝君） 日程第 2、議案第 4 0 号、平成 2 2 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、議案第 4 1 号、平成 2 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、議案第 4 2 号、平成 2 2 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、議案第 4 3 号、平成 2 2 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、議案第 4 4 号、平成 2 2 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、議案第 4 5 号、平成 2 2 年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 4 6 号、平成 2 2 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 4 7 号、平成 2 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 0、議案第 4 8 号、平成 2 2 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 1、議案第 4 9 号、平成 2 2 年度紀美野町後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第12、議案第50号、平成22年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について、以上11件を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長の審査経過結果の報告をお願いします。

平成22年度紀美野町決算審査特別委員会委員長、仲尾元雄君。

(決算審査特別委員長 仲尾元雄君 登壇)

○決算審査特別委員長(仲尾元雄君) 決算審査特別委員会報告を行います。

付託を受けておりました、議案第40号から議案第50号の11件の決算認定について、紀美野町決算審査特別委員会を設置し、去る10月5日、13日の2日間にわたり審査いたしました。その経過及び結果について報告いたします。

まず、議案第40号、平成22年度紀美野町一般会計歳入歳出決算については、例年どおり分割して審査いたしました。

歳入の地方税収入の落ち込みについての質疑に対して、景気の低迷により個人の所得の減少、法人の収益の減少など、日本の経済の低迷が影響しているもので、今後とも自主財源の確保に努めていきたいとのことで、また、地方交付税の今後についての質疑に対しては、合併後10年間の交付税別々算定から段階的に減らされていく最終15年経過後は、約4億円の交付税の減額予想であり、今後も定員適正化計画とも関連させ、はっきりと見通しを立てた行財政運営をしていかねばならないとのことでした。

決算審査意見書での「継続的な借地料の支払いが町財政の硬直化につながりかねないものである。地権者と十分話し合いを行い、借地行政の解消に努めていただきたい。」という件については、今後契約更新の際には、価格の高いところは引き下げていただく努力をして話を進めたいとのことでした。

次に、物品単価契約については、よく使う物品については、年度初めに入札を行い、最低入札業者から購入することになっている。余り使わない物品(突発的に必要になる物品等)については、事前に町内の業者に確認をして、対応してもらえる場合は町内の業者から納入してもらうように、役場全体として取り組んでいるとのことでした。

次に歳出、3款、民生費では、社会福祉協議会の財政運営状況の質疑については、実際に大事な事業を担っていただいておりますが、収益事業が伴わない状況であり、大変厳しいものがあるとのことでした。

予防接種費用助成金が、予算に対して支出が少ない理由については、新型インフルエンザワクチンから3価ワクチンに変わって、補助対象が変更されたことが原因とのこと

でした。

5款、農林水産業費、農業費、農業振興費の農産物出荷サポート事業委託料の今後の補助については、出荷量が少なく以前は出荷できなかったものが、出荷できるようになり農家の利益につながっている部分があり、またJAながみねより補助事業の継続の要望も受けている中で、今後町として補助を検討していきたいとのことでした。

林業費、林業総務費の、美しい郷づくり事業委託料、まちづくり推進事業委託料での、しだれ桜等植樹については、既に約4,000本植樹済みで、下草刈り等について、緊急雇用の補助事業が終了した後も、ボランティア組織を含め、お願いして継続していく等、今後計画を立てて進めていきたいとのことでした。

8款、消防費で、非常備消防費の不用額については、消防団員退団者が見込みより少なかったことと、訓練初め式等の費用の節減によるためとのことでした。

11款、公債費、繰り上げ償還と予算の執行関連についての質疑に対しては、今後も、財政の健全化と必要な事業に対する予算執行とのバランスを考え、将来を見据えて取り組んでいくとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ、採決いたしましたところ、議案第40号の決算内容について、認定すべきものと決しました。

次に、特別会計及び事業会計の議案第41号から議案第50号について、審査をいたしました。その経過及び結果について、主なもののみ報告いたします。

議案第41号、国民健康保険事業、歳出の2款、保険給付費で、伸び続けていた保険給付費がこここのところ横ばいになっていることについての質疑に対しては、医療水準はそう変わっていないが、被保険者の減少が主な原因と思われるとのことでした。

また、重篤な状態になる前に早期に手を打つための、個別健診、集団健診等各種健診についても、受診率アップを目指し、健全な国保運営ができるよう、今後も努力していきたいとのことでした。

議案第44号、美里簡易水道事業の有収率に対する質疑については、平成23年度中に古い量水器の交換が完了予定であり、同時に漏水調査等も行っていくとのことであり、その後は有収率が改善される見通しであるとのことでした。

議案第47号、介護保険事業、2款、保険給付費、介護老人施設や介護老人保健施設の施設介護サービス受給者数の増加についての質疑に対しては、老々介護、単独世帯の施設介護の需要が高いことと、近隣に施設の増床があったことが原因と考えられるとの

ことでした。

議案第50号、上水道事業の有収率に対する質疑については、期限切れの量水器の影響が考えられるので、簡易水道事業と同様に平成23年度中の量水器交換等の実施により、改善が見込めるとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ、採決いたしましたところ、議案第40号から議案第50号の各会計の決算内容は、認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(決算審査特別委員長 仲尾元雄君 降壇)

○議長(加納国孝君) これから議案第40号から議案第50号までの委員長に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第40号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

3番、田代哲郎君

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) さまざまな経常的経費の削減に努め、さらに地方交付税額もふえた結果、経常収支比率は平成21年度の99.5%から平成22年度85.7%と10%以上改善し、財政構造の弾力性を少しずつ取り戻しています。

一般財源等充当率も、民生費、衛生費、教育費など町民の福祉や健康、教育を大切に考える執行部の理念が読み取れ、手厚い子育て支援などの実績は評価に値すると思えます。

しかし、県防衛協会への負担や憲法改正のための国民投票対応システム構築委託料の出費など金額の多寡ではなく、考え方の上で、納得できない支出もあります。特に国民投票対応システム構築委託料は、世界に誇る憲法9条を守る立場から平成22年度当初予算に計上されていることを理由に反対した経緯があることから、平成22年度の一般会計決算の認定にも賛成することはできず、したがってこの決算認定に反対いたします。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） この採決は起立によって行います。

議案第40号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第41号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

議案第41号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第42号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

議案第42号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第43号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

議案第43号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第44号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

議案第44号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第45号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

議案第45号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第46号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

議案第46号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第47号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

議案第47号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第48号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

議案第48号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第49号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) お年寄りを75歳という年齢で区別し、あらゆる医療保険から切り離すという高齢者の尊厳を無視した差別的医療制度に日本共産党は一貫して反対し、現在の政権に対しても公約どおり廃止するよう求めています。

そうした理由から平成22年度後期高齢者医療特別会計の当初予算にも反対しており、規定どおり正しく執行されていたとしても、決算の認定に賛成はできません。町は国の制度に従って、執行したものでありますが、制度に反対し、国会その他の活動を繰り広げている以上、地方議会でも反対を貫くのが政党の議員であり、中央と地方で別々の態度を取ることはできません。したがって、この決算認定には反対します。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) この採決は起立によって行います。

議案第49号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (加納国孝君) 起立多数です。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第50号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

議案第50号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

本日はこれで散会します。

(午後 4時02分)